

(平成21年11月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	87 件
国民年金関係	42 件
厚生年金関係	45 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	98 件
国民年金関係	33 件
厚生年金関係	65 件

東京国民年金 事案 6021

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年6月までの期間及び59年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から同年6月まで
② 昭和59年4月から同年6月まで

私は、昭和52年1月に、市役所で国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はいずれも3か月と短期間であり、申立人は、昭和52年1月に国民年金に任意加入して以降、60歳に至るまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付していることを踏まえると、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から41年3月までの期間、42年4月から43年3月までの期間、43年9月及び47年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月から41年3月まで
② 昭和42年4月から43年3月まで
③ 昭和43年9月
④ 昭和47年10月から50年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料については、義父が、特例納付により一括で納付してくれたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、国民年金保険料を納付したと主張する時期は第3回特例納付が実施されていた時期であり、納付したとする金額も、申立期間を特例納付した場合の金額とおおむね一致しているとともに、申立人は、特例納付するに至った経緯等について具体的に記憶している上、申立人の元妻も、父親が申立人の保険料を特例納付してくれたことを鮮明に記憶している。また、義父が特例納付の手続を行ってくれたと説明する市役所出張所は、当時所在し、国民年金の事務を取り扱っていたことが確認できるとともに、申立人は、申立期間を除き保険料をおおむね納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年12月まで

私は、昭和50年2月ごろに国民年金に加入して以降、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料は、納付書により市役所で納付していたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人は、保険料の納付場所、納付方法等の納付状況について具体的に記憶しているとともに、納付していたと主張する金額は、当時の保険料額とおおむね一致している。また、申立人の戸籍の附票によると、申立人は、申立期間及び前後の期間は同一住所地に住民登録をしていたことが確認できることから、申立期間の納付書は申立人に送達されていたものと認められる上、申立期間及び前後の期間を通して、申立人の生活状況等に特段の変化は認められない。さらに、申立人は、昭和48年4月以降、申立期間を除き保険料をすべて納付していることが確認できる上、申立人は、国民年金手帳の記号番号が払い出された50年2月ごろに、48年4月までさかのぼって保険料を納付していることが推認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から46年3月まで

私は、役所からの加入勧奨を受けて国民年金に加入した。申立期間の保険料は、昭和46年の夏に区役所支所で開かれた、それまで国民年金保険料を納めていない人たちに対する説明会に行き、区の職員から勧められ、その年の10月ごろに、納付書で一括納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和46年10月ごろに払い出されているとともに、申立人が所持する国民年金手帳によると、46年9月3日手帳発行と記録されていることが確認でき、その時点で、申立期間は保険料を過年度納付することが可能な期間である。さらに、申立人は、国民年金に加入した経緯及びさかのぼって保険料を納付するに至った経緯等について具体的に説明している上、申立人が当時居住していた区では、申立期間当時、国民年金の加入勧奨及び保険料の納付勧奨を行っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から44年2月まで
② 昭和52年10月から53年3月まで
③ 昭和54年4月から同年12月まで
④ 昭和56年4月から同年9月まで

私は、国民年金制度発足後間もなく国民年金に加入し、申立期間①の国民年金保険料を納付していた。また、申立期間②、③及び④も、役所の職員から未納分の保険料をさかのぼって納めることができると説明を受け、二度にわたり過去の保険料を納めたことがある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されており、当該期間は6か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、③及び④については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、当該期間に申立人が居住していた区を所轄する社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人は、昭和44年3月に任意加入していることが確認でき、当該期間は、未加入期間であったことから、保険料をさかのぼって納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。また、申立期間③及び④については、申立人が56年9月に転居した町の国民年金被保険者名簿により、申立人は、申立期間③の直後の保険料を57年4月に、申立期間④の直後

の保険料を 59 年 1 月に過年度納付していることが確認でき、それぞれの過年度納付の時点では、当該期間はいずれも時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6028

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から42年3月まで

私は、未納なく国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間当時、申立人は、申立人の姉夫婦が営んでいた生花店に住み込みで働いており、当該姉夫婦は申立期間を含め保険料を完納している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和42年4月時点で、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年5月及び同年6月
② 平成4年7月及び同年8月

私は、厚生年金適用事業所を離職した平成2年5月及び4年7月に、その都度、市役所で国民年金への切替手続を行なった。国民年金保険料は届いた納付書によりそれぞれ金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、次の就職先が決まっていなかったため、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、保険料は郵送されてきた納付書により金融機関で納付したことを具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間は、平成9年11月に資格得喪記録が追加されたことにより、未加入期間から未納期間に記録整備されたものであり、当該記録整備時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、当該期間については次の就職先で見習勤務をしており、国民年金への切替手続したかどうかの記憶が明確でないとしていることなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年5月及び同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から47年12月まで

私は、20歳になってから国民年金保険料の納付書を受け取っていたが、しばらくは保険料を納めていなかった。その後、まとめて納付するようにと納付書が送られてきたため、まとめて保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続についても適切に行っている。

また、所轄社会保険事務所の被保険者台帳から、申立期間直後の厚生年金保険加入期間中の昭和48年1月から同年3月までの保険料を48年2月に現年度納付したことから、その後還付されていることが確認でき、当該納付時点で申立期間の保険料は現年度納付及び過年度納付することが可能であったこと、申立人はしばらくの間保険料を納めておらず、その後まとめて納付するようにと納付書が送付されてきたと説明しており、申立人に対して現年度保険料の納付書のほかに過年度保険料の納付書が送付されたと考えられること、このような状況の下で国民年金加入期間の保険料を未納にしたまま、上記の厚生年金保険加入期間中の国民年金保険料のみを納付することは通常考えられないことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6031

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月

私は、国民年金の加入手続を行ってからは、未納期間が生じないように注意しながら、国民年金保険料を納めてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年8月以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は1か月と短期間である上、申立期間直前の5年8月から7年2月までの期間の保険料については、国民年金手帳の記号番号が払い出された7年8月以降に現年度保険料と併せて納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年12月までの期間及び52年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から同年12月まで
② 昭和52年4月から同年6月まで

私は、20歳のころ、区役所職員の勧めにより、国民年金に加入した。加入当初の国民年金保険料は集金人を通じて納付し、集金人が来なくなった後は金融機関等で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した20歳以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、昭和62年4月以降、保険料をおおむね前納している上、申立期間は9か月及び3か月といずれも短期間で前後の期間の保険料は納付済みであること、国民年金加入当初は集金人に保険料を納付していたとする申立人の説明は、当時申立人が居住していた区では46年9月まで集金人による保険料徴収を行っていたとしており、当時の納付方法と合致することなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から62年3月まで
私の母は、私の申立期間の国民年金保険料を納付書により郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法及び当時の過年度納付の方法と合致しており、納付したとする郵便局は、当時開設され、保険料の収納を取り扱っている上、納付したとする保険料の金額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月から48年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月から48年7月まで
② 昭和50年5月から55年9月まで

私は、昭和36年に国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳の交付を受けた後は、入院していた期間を除き国民年金保険料を欠かさずに納付してきた。集金人が来ていた期間は集金人に、納付書での納付時期には区役所及び市役所で納付したことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和41年10月から48年7月までの期間については、転入先の区において41年10月ごろに新たに申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されており、36年12月ごろに最初の手帳記号番号が払い出された際は、36年4月から38年12月までの期間の国民年金保険料を納付していることから、転入先でも納付していたと考えられること、当該期間に居住していたアパートの管理人に保険料の納付を依頼していた状況を具体的に説明していることなど、当該期間の保険料を納付していたとする申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和39年1月から41年9月までの期間及び申立期間②については、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①のうち39年1月から41年9月までの期間については、申立人の手帳記号番号が払い出された市を所轄する社会保険事務所の国民年金被保険者台帳には、36年4月から38年12月までの期間の保険料の納付記録が記載されているとともに、「不在確認 41. 12. 25」

の記載が確認できる上、昭和40年の欄に「時効消滅1月～12月」の記載が確認できるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②については、新たに申立人の手帳記号番号が払い出された区の払出簿に「不在49」の記載があり、申立人が入院していたとする昭和48年8月から50年4月までの期間に不在者扱いとなり、その後、他市への転出は56年2月と記載されていること及び申立人の納付記録は当該転出に伴って手続されたと考えられる55年度の申請免除からとなっていることから、当該期間の保険料の納付書が発行されていなかったと考えられるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月から48年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間のうち、昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月から56年3月まで
② 昭和57年4月から58年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、別居していた元夫のもとへ納付書が送付され、元夫が納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、別居していた元夫が納付してくれていたと説明しており、申立期間②については、当時、元夫が居住していた市において、当該期間直前の昭和56年度及び直後の58年度以降の保険料が納付済みであり、当該期間の保険料納付書が発行されていたと考えられる上、当該期間は12か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、元夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする元夫から当時の状況を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確であるなど、元夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月から4年1月まで
② 平成4年7月から同年12月まで

私は、平成3年8月に転職した会社が社会保険未適用であったため、時期の記憶は曖昧であるが、区役所出張所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付した。4年7月にも再加入をし、保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成6年8月時点で、当該期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間であり、当該期間直後の期間の保険料は過年度納付されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入時期及び当該期間の保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である上、申立人の手帳記号番号が払い出された平成6年8月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年7月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6047

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から48年9月まで
私は、レストランを退職後、夫の仕事を手伝いながら、国民年金に加入して国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間直後の厚生年金保険加入期間1か月についても国民年金保険料を納付し、平成18年に当該1か月の保険料は還付されていることが社会保険庁のオンライン記録から確認でき、また、国民年金手帳記号番号払出日から、申立期間の保険料は過年度納付及び現年度納付が可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

私は、昭和45年5月ごろ国民年金の加入手続を行い、妻も少し遅れて加入手続をした。加入後すぐは生活が大変で国民年金保険料を納付しなかったが、49年ごろから生活も安定してきたので区役所で納付の手続をした。その後は妻が二人分の保険料を納付していた。一緒に納付していた妻が納付済みになっているのに、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後は、60歳到達時まで国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は12か月と短期間で、現年度納付が可能な期間であり、申立期間直後の期間の保険料は納付済みとなっている。さらに、納付を開始した時期、納付方法、納付場所の申立人の記憶は具体的であり、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致している上、保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻の申立期間の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6052

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は上の子が生まれた頃、国民年金に加入した。生まれて間もない子供を乳母車に乗せ、団地の出張所で印紙を購入し保険料を納めた事が、複数回あった。また、最初にまとめて保険料を納めたことも覚えている。申立期間が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、24か月と比較的短期間であり、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和37年3月時点では、申立期間は現年度納付することが可能な期間であり、納付した期間、納付時期、納付回数、納付方法及び納付場所等の申立人の記憶は具体的である上、当時の納付方法等と合致している。また、納付したとする金額は申立期間の保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間、40年1月から41年3月までの期間及び42年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和40年1月から41年3月まで
③ 昭和42年1月から同年3月まで

私は、昭和38年に区役所で国民年金の加入手続を行い、最初は未納期間の国民年金保険料をさかのぼって納付できると言われ、まとめて納付した。その後も遅れたことはあったが、納付したはずで、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和38年6月以降は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

申立期間①については、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、過年度納付することが可能な期間であり、申立期間直後の期間の保険料は納付済みである。また、保険料の納付方法、納付場所等の申立人の記憶は具体的である上、納付したとする金額は納付すべき保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②及び③については、前後の期間の保険料は納付済みであり、申立人の、保険料の納付方法、納付場所等の記憶は具体的である上、納付したとする金額は納付すべき保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年3月まで

私は、区役所で加入手続及び免除手続をした時に、昭和55年4月から3年間の国民年金保険料は免除できるが、申立期間の保険料は免除できないと言われ、後日、申立期間の納付書が届き母親がまとめて保険料を払った記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間は国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる上、申立期間は12か月と短期間である。

また、申立期間は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和55年12月ごろでは、過年度納付することが可能な期間であり、加入手続、加入場所、納付の契機、保険料をさかのぼって納付したこと、納付した期間及び母親が保険料をさかのぼって納付したことの申立人の記憶は具体的である上、申立人の母親が納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致している。さらに、母親は、申立期間は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年6月から5年1月まで
② 平成9年9月及び同年10月

私は、会社を退職した平成3年6月に区役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、平成7年1月から現在まで当該期間及び厚生年金保険加入期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間は2か月と短期間である。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致し、納付したとする郵便局は、当時開設され、保険料の収納を取り扱っている上、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額とおおむね一致している。さらに、申立人は、当該期間の直前の保険料を9年8月に現年度納付しており、当該期間中の9年10月に国民年金の資格記録等が記載された年金手帳を再交付されたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の姉は、申立人が当該期間後の平成7年1月に居住していた市において、同月に申立人の国民年金の再加入手続を行い、当該期間当時から所持していた国民年金手帳を市役所に提出したと説明しているが、申立人は7年2月に国民年金手帳の記号番号が払い出されており、当該手帳を提出していたとすれば、新たに手帳記号番号が払い出されることは通常考えられないなど、申

立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成9年9月及び同年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6060

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から51年3月まで

私は、会社を退職した昭和50年7月に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を金融機関で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は9か月と短期間である。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しており、保険料を納付したとする金融機関は、当時開設され、保険料の収納を取り扱っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から13年3月まで

私の母は、学生納付特例制度により私の平成12年度の国民年金保険料の納付猶予手続きを行い、15年8月に当該猶予を受けた保険料を納付した。申立期間が学生納付特例制度による納付猶予とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間である。また、社会保険庁の記録では、平成15年8月に申立人が申立期間の保険料の追納を申し出たことが確認できる上、申立人の母親は、申立人宅を訪問してきた社会保険事務所の職員に納付したと説明しており、当該社会保険事務所は、別件ではあるが、当時保険料収納事務のために申立人宅を訪問したことを確認している。さらに、申立人が所持する申立人の父親の平成15年分の給与所得者の保険料控除申告書には、申立人の申立期間の保険料支払額が明記されており、当該保険料支払額は、社会保険庁が計算した申立期間の保険料額と一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月及び同年5月、同年8月から9年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月及び同年5月
② 平成8年8月から9年1月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び免除期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は2か月及び6か月とそれぞれ短期間である。

また、申立期間後の複数回の厚生年金保険から国民年金への切替手続きが適切に行われている。さらに、保険料を納付したとする金融機関は、申立期間当時開設され、保険料の収納を取り扱っている上、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6063

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から同年9月まで
私の夫は、私の国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直前の国民年金保険料を過年度納付するとともに、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年9月から現在まで、申請免除期間及び厚生年金保険加入期間を除き保険料をすべて納付しており、申立期間は6か月と短期間である。また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間の保険料が納付済みとなっている。さらに、納付書により保険料を納付したとする方法は、当時の過年度納付の方法と合致し、納付したとする金融機関は、当時開設され、保険料の収納業務を行っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6064

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から37年3月まで

私たち夫婦は、国民年金制度が開始された昭和36年に一緒に国民年金に加入し、60歳になるまで国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は8か月と短期間である上、申立人が所持する国民年金手帳によって、申立期間前後の保険料を納期限内に納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さはなく、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から37年3月まで

私たち夫婦は、国民年金制度が開始された昭和36年に一緒に国民年金に加入し、60歳になるまで国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は8か月と短期間である上、申立人が所持する国民年金手帳によって、申立期間の前後の保険料を納期限内に納付していることが確認できる。また、申立期間直前の昭和36年4月から同年7月までの保険料は、平成19年11月に申立人が所持する国民年金手帳の検認記録等に基づき、未納から納付済みに記録が訂正されており、行政側において、申立人に係る納付記録の管理が不適切であった状況が見られるなど、申立内容に不自然さはなく、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年10月から48年12月まで

私がクリーニング店に住み込みで働いていた間、私の雇用主は、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。昭和37年7月にクリーニング店を退職した後は、私が保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間の直後の昭和37年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付しており、当該期間は12か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が住み込みで働いていたとするクリーニング店が所在する区で36年4月に払い出されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付方法、納付場所、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年9月まで

私の夫は、私の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していた。また、保険料を免除されたこともない。申立期間が申請免除とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和53年4月から同年9月までの期間については、申立人は、当該期間の直前の国民年金保険料を納付しており、申立人の夫は、当該期間の保険料が納付済みとなっている。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された54年1月時点では、制度上当該期間の保険料を免除することができず、行政側において、申立人に係る納付記録の管理が不適切であったと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和53年10月から54年9月までの期間については、申立人の夫が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、保険料の免除を申請することができる上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫は、保険料の納付額あいまいの記憶が曖昧であるなど、申立人の夫が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年10月及び7年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年9月から6年8月まで
② 平成6年10月
③ 平成7年10月

私の母は、私の国民年金の加入手続をし、私の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年10月及び7年10月については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付している上、当該期間はそれぞれ1か月と短期間である。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、当時の過年度納付の方法と合致し、保険料を納付したとする郵便局は当時開設され、保険料の収納を取り扱っている上、納付したとする保険料の金額は当時の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、平成5年9月から6年8月までの期間については、申立人の母親が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親は、国民年金の加入手続の時期及び保険料の納付時期の記憶が曖昧であるなど、申立人の母親が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された8年5月時点では、当該期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年10月及び7年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6070

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年3月まで

私の夫は、結婚前の私の国民年金保険料の未納を知り、義父からお金を借りて昭和59年7月ごろに私の保険料をさかのぼって一括して納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び免除期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人は、夫が申立人の保険料を昭和59年7月ごろに納付したと説明しているが、当該時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であった上、夫は、59年6月29日に自身の57年4月から59年3月までの保険料を過年度納付しており、夫が保険料を納付するために義父から借り受けたとする金額は、申立人の申立期間の保険料額及び上記の夫の過年度保険料額を合わせた額におおむね一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6071

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

私は、いつ国民年金の加入手続をし、どのように申立期間の国民年金保険料を納付したかの記憶は無いが、1年分だけ未納期間を残すことは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間については、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳が発行された昭和38年10月時点では、申立期間直前の納付済みであった昭和36年度の4月から6月までの保険料は、時効により納付することができないことから、当該3か月分の保険料は特例納付により納付されたものと推察され、その際、申立期間についても、特例納付により保険料を納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から46年3月までの期間及び47年4月から50年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から46年3月まで
② 昭和47年4月から50年12月まで

私は、昭和44年に国民年金に加入したものの、しばらくは国民年金保険料を納付していなかったが、48年11月の婚姻を機に保険料の納付を開始することとした。その際、今なら20歳までさかのぼって保険料を納付できるとの通知があったので、20歳までの期間の申立期間①の保険料をさかのぼって納付した。申立期間②については、納付書により納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き60歳到達時まで国民年金保険料をすべて納付しており、昭和53年4月からは付加保険料も併せて前納している上、平成7年3月からは国民年金基金にも加入している。

申立期間①については、申立人が当該期間の保険料をさかのぼって納付したとする時期は、第2回特例納付が実施されていた期間であり、納付したとする保険料額は当該期間の保険料を特例納付及び過年度納付した場合の金額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、申立人は、当該期間のうち昭和48年から50年までの確定申告書の控えを所持しており、当該申告書控えに記載されている国民年金の支払保険料額は当時の保険料額と一致していることから、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私は、国民年金の加入が20歳からということには理解していたが、20歳になった昭和63年当時は大学生であり、学生の加入は任意であったことから加入しないでした。その後、平成3年4月から学生も国民年金の強制加入対象者となり、市役所から加入勧奨が届いたため、母が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入で保険料の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする母親は、加入時期及び保険料の納付場所の記憶が鮮明である上、納付したとする金額は申立期間当時の保険料額とおおむね一致する。また、平成3年4月から学生も国民年金の強制加入対象者となり、加入勧奨を行う旨の通達が発せられたことが確認でき、申立人に対しても申立人の主張のとおり勧奨がなされたことがうかがえる。

さらに、母親が申立人と一緒に保険料を納付していたとする妹も申立期間中の3年*月の20歳到達時に国民年金に加入し、保険料は納付済みとなっている上、申立人及び妹の保険料を納付していたとする母親も昭和53年10月の任意加入以降の保険料を完納しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年9月まで

私は、昭和54年11月、区役所に婚姻届を出すと同時に国民年金の加入手続を行った。この時、窓口の職員から加入前のすべての国民年金保険料をさかのぼって納付できると聞いたので、納付書を送ってもらい、後日、約10万円を金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人は国民年金加入時に保険料をさかのぼって納付した時の状況を鮮明に記憶している。さらに、申立人が国民年金に加入し、保険料をさかのぼって納付したとする昭和54年11月は第3回特例納付が実施されていた期間である上、納付したとする金額は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された54年11月時点で、過年度納付することが可能な52年10月から54年3月までの保険料を納付することに加えて、申立期間の保険料を第3回特例納付で納付した場合の合計金額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6080

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から49年12月まで

私の母親は、私の国民年金の加入手続きを行い、20歳までさかのぼって国民年金保険料約10万円を納付したと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。また、母親が加入当初に20歳までさかのぼって納付したとする金額は、申立期間の保険料を第2回特例納付及び過年度納付した場合の合計金額とおおむね一致している上、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料を納付していたとする母親は自身の保険料をおおむね納付している。さらに、申立人の妻は、申立人と義母が20歳までさかのぼって保険料を納付したとする会話を聞いたことがあると証言しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月及び同年3月、50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年2月及び同年3月
② 昭和50年1月から同年3月まで

私は、老後のことを考えて、昭和49年2月に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年2月に国民年金に加入以後、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金の加入時期や場所について鮮明に記憶しているとともに、厚生年金保険と国民年金の切替手続も適切に行っている。また、申立期間①については、2か月と短期間である上、申立人が自ら任意加入していることを踏まえると、加入手続のみを行い当初の保険料を納付しないのは不自然であるとともに、申立期間②については、3か月と短期間である上、当該期間前後の保険料は現年度納付で納付済みとされていることを踏まえると、当該期間についても納付されていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月から58年12月までの期間、平成元年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月から46年6月まで
② 昭和57年10月から59年12月まで
③ 昭和60年10月から61年3月まで
④ 昭和61年10月から62年3月まで
⑤ 平成元年4月及び同年5月

私の国民年金保険料は、申立期間①については、父が加入手続を行い納付してくれていたはずである。また、申立期間②から⑤までについては、一度時効で納付できなかったことがあったものの、さかのぼって納付するなどして私が納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立期間②のうち、昭和57年10月から58年12月までの期間については、申立人の所持する57年及び58年の確定申告書(控)に記載されている社会保険料控除欄の金額は、当該期間の保険料の額と一致又はおおむね一致しており、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間⑤については、2か月と短期間である上、当該期間の前後の保険料は現年度で納付済みとなっていることを踏まえると、当該期間についても納付されていたものとするのが自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする父親から当時の状況を

聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年1月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②のうち昭和59年1月から同年12月までの期間及び申立期間③については、申立人の所持する59年及び60年の確定申告書控には、社会保険料控除欄に金額の記載が無い上、当該期間直後の保険料を時効直前に過年度納付していることが確認できることを踏まえると、当該期間については保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立期間④については、申立人の所持する昭和61年の確定申告書（控）に記載されている社会保険料控除欄の金額は、61年に納付済みとされている同年7月から9月までの3か月分の保険料額と一致するなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月から58年12月までの期間、平成元年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から56年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から56年3月まで

私は、昭和55年度の国民年金保険料を前納した。社会保険庁は、私が昭和55年10月から厚生年金保険の被保険者となったため、55年10月から56年3月までの保険料を還付したと説明しているが、私は還付手続、還付通知書、還付金の受取の記憶は無い。申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する領収書により、申立人は申立期間を含む昭和55年度の国民年金保険料を前納で納付したことが確認できる。また、申立人に係る特殊台帳には「還付、昭和55年10月から56年3月まで、22,370円（56年3月26日）」と記載されており、還付期間及び還付金額には矛盾は無い一方で、当該日付以後の同年8月に作成された「国民年金保険料検認報告書兼検認記録簿」では申立人の保険料は納付済みの記録となっている上、還付に関する記載も無く、申立人に係る記録管理簿間に不整合が認められることなどから、申立期間当時の申立人に係る記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年2月まで

私の夫は、私が昭和60年に会社を退職したときに国民年金の加入手続をしてくれた。平成元年から国民年金保険料の納付が困難になり、夫が夫婦二人の免除申請の手続を行った。申立期間の保険料が免除ではなく未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年10月以降、申立期間及び17年7月から18年6月までの国民年金保険料の納付済期間を除くすべての期間について保険料の免除申請を行っており、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付及び免除申請等を自身の手続と一緒に進めていたとする夫は、申立期間の保険料が免除されている。

また、申立人の夫は、申立期間当時は二人目の子供が生まれて生活に余裕がなくなり保険料を納付することが困難になったため、区の広報誌で知った免除申請を夫婦二人分同時に行ったと具体的に説明していること、申立期間を除く免除の申請日がすべて夫婦同一日であることが社会保険庁のオンライン記録から確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年3月まで

私は、昭和53年7月に会社を退職後、市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の確定申告書も所持しているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年10月に国民年金に任意加入した後、申立期間及び海外に居住の未加入期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人は、申立期間を含む55年から57年までの確定申告書の控えを所持しており、同申告書の社会保険料控除欄に記載された国民年金保険料支払額は、それぞれ当該年の保険料額と一致している上、当該確定申告書を作成した税理士は、領収書を確認後に確定申告書を作成していたと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、付加保険料も含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から56年3月まで

私は、昭和54年7月に信託銀行で国民年金の任意加入手続を行い、夫の口座に金銭信託の元金として10万円を預けたので、付加保険料も含めた国民年金保険料が自動で引き落とされていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直前の昭和54年7月から55年3月までの期間及び申立期間後の昭和56年度から60年度までの期間の保険料(いずれの期間も付加保険料含む)を前納しており、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付方法に関する説明は具体的である。また、当時の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和54年7月ごろに払い出されており、当該払出簿に、申立人が加入手続を行い保険料を納付したとする信託銀行名が押印されていることが確認できること、申立人が所持する当時の家計に関するノートに、「昭和54年6月6日 国民年金 100000」と記載されており、その額は、当時信託銀行が行っていた「国民年金信託」の「積立方式にする場合の初回受託額は当初1年分の前納保険料相当額以上」に該当することなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6090

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年6月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月から57年3月まで

私の妻は、私の国民年金の加入手続を行い、それまで未納となっていた期間のうち、納付可能な期間の国民年金保険料をさかのぼって納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をおおむね納付しており、その大半の期間について付加保険料を納付している。また、申立人が所持していた厚生年金手帳を紛失後、昭和57年5月31日に年金手帳が再交付され、同年6月に付加保険料の納付の申出をしていることから、申立人の国民年金加入手続は同年6月ごろと推察され、当該手続時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能である上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとする申立人の妻は、加入手続時に納付可能な期間の保険料をさかのぼって納付したこと及び当該手続時に付加保険料の納付の申出をしたことなどを具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA社に勤務し、共済組合の組合員であったことが認められることから、申立人の共済組合員としての資格取得に係る記録を昭和41年4月1日、資格喪失に係る記録を44年11月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、12万4,773円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月1日から44年11月1日まで

高校を卒業し、A社に就職した。入社するとすぐにB班に配属された。その時の写真もあるが、共済組合では記録が無いと言われた。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の卒業した高等学校の卒業生名簿の勤務先に「A社」との記載があること、及び申立人から提供があったA社B班での集合写真から4人の従業員に申立人に関する照会をしたところ、3人が申立人を知っていると証言し、このうち一人は「社内旅行の昭和41年12月と42年1月の写真に記録されている」として写真を添付し回答しており、他の一人の同僚は、「申立人が昭和45年に新しい社屋に異動する前の44年10月に辞めたことを覚えている」と供述している。

また、申立人の妻は自分たちの結婚は、お見合いであり、申立人の経歴を確認したところ、昭和44年10月末までA社に勤めていたが家業を継ぐため辞めたと聞いたことを記憶していたことから、申立人が申立期間にA社に勤務して

いたことが推認できる。

一方、申立人の人事記録等の資料を、A社企業年金基金へ照会したところ、申立人に係る資料は確認できないが、「正社員として勤務したものは共済組合に加入していた」と回答している。

また、昭和44年10月31日までの退職者は「退職一時金」として全額又は一部を受給できる制度であったことから、人事記録等の資料が無いことは「退職一時金」を受給していることが推察されるが、その受給記録について、保存されている場合と保存されていない場合があるとしている。

しかし、A社企業年金基金には申立人に係る「退職一時金」受給者としての記録が見当たらず、他に申立人が「退職一時金」を受給したと推認できる資料も無いことから、申立人が退職一時金を受給していたとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に共済組合の組合員であったことが認められ、共済組合員であった期間は、平成9年4月1日から厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第5条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされることから、申立人の共済組合員としての資格取得に係る記録を昭和41年4月1日、資格喪失に係る記録を44年11月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同期入社した同僚の俸給及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第9条の規定から判断すると、12万4,773円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

A社の事業主は、申立人が昭和43年2月24日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、43年9月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和43年2月から同年8月までの標準報酬月額については、6万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月24日から同年11月30日まで

A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。給与から厚生年金保険料を控除されていたので被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入している厚生年金基金に対する照会回答結果から、申立人はA社において昭和43年2月24日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年9月1日に資格を喪失していることが確認できる。

また、A社の担当者は、申立期間当時、厚生年金保険の資格取得等に係る届出は、複写式の様式のものにより作成し、これを社会保険事務所や厚生年金基金へ提出していたと供述している。

一方、申立期間のうち昭和43年9月1日から同年11月30日までの期間については、申立人は、厚生年金基金の加入記録が無く、また、雇用保険の記録も無いことから申立人の勤務実態を確認することができず、加えて、申立人の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、申立人は、当該期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

と認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和43年2月24日に被保険者資格を取得し、同年9月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、昭和43年2月から同年8月までの標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から6万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成元年5月の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月1日から同年12月31日まで

A社で代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と相違している。同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、47万円と記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年12月31日の後の2年2月17日に、元年6月から同年11月に係る標準報酬月額がさかのぼって9万8,000円に訂正され、その後、2年3月28日に、元年5月の標準報酬月額についても9万8,000円に訂正処理されていることが確認できる。

また、平成2年3月28日に行われた元年5月の標準報酬月額の訂正処理については、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、同訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できるが、当該訂正処理は同社の破産宣告日である2年3月23日の後に行われており、そのため、申立人は、訂正処理日において、申立人は既に同社における社会保険に係る事務の権限を有していないことから、申立人が、当該訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち平成元年5月の標準報酬月額の訂正処理については、社会保険事務所において、当該訂正処理を行

う合理的な理由は無く、同期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、47万円に訂正することが必要である。

一方、平成2年2月17日に行われた元年6月から同年11月に係る標準報酬月額の訂正処理については、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、同訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる上、同社の従業員は「社会保険担当業務は、代表取締役である申立人と外部の人が行っていた。」と供述していることから、代表取締役であった申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難く、同社の代表取締役として社会保険にかかる業務を行っていた申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理について、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、当該期間について厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係るA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和23年11月4日、喪失日は29年10月30日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年11月から24年4月までは3,000円、同年5月から同年9月までは4,500円、同年10月から26年8月までは6,000円、同年9月から28年2月までは7,000円、同年3月から29年9月までは8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月から29年10月30日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、氏名を偽って勤務していたので調査していただき、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に、昭和23年5月から29年10月30日まで、偽名「B」として勤務していたと申し立てている。

なお、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、「B」名の被保険者記録が存在し、同記録によれば、同人は昭和23年11月4日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、29年10月30日に同資格を喪失していることが確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録によると、上記の記録は、被保険者番号1番違いの別人の記録に統合されており、社会保険庁の記録管理に不備があることが認められる。

さらに、A社の従業員は、申立期間当時、A社にB姓は1名だけであったこと及びB姓の者は申立人と同一人物であることを供述している。

加えて、A社の現在の人事担当者は、申立期間当時には6か月程度の試用期間があったと供述しており、このことは申立人がA社に勤務していたとする期間とも符合することから、同社における「B」の被保険者記録は申立人の未統合の厚生年金保険被保険者記録と認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている未統合の厚生年金保険被保険者の記録から、昭和23年11月から24年4月までは3,000円、同年5月から同年9月までは4,500円、同年10月から26年8月までは6,000円、同年9月から28年2月までは7,000円、同年3月から29年9月までは8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成4年3月から6年2月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から6年3月2日まで

申立期間に係る標準報酬月額が、実際の報酬より低い額に訂正されている。A社では代表取締役として勤務していた時期もあるが、同社を退職した後、標準報酬月額の減額訂正処理が行われており、自分は当該処理に関与していないので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった6年3月16日の後の同年4月6日に、さかのぼって8万円に訂正処理されていることが確認できる。

なお、申立人は、A社の商業登記簿謄本から、平成5年5月1日から6年3月1日までの期間は同社の代表取締役であったことが確認できるが、当該訂正処理日前の6年3月1日に役員を退任していることが確認でき、また、複数の従業員及び申立人の後に就任している代表取締役の供述から、申立人は役員を退任した日をもって同社を退職していることが認められる上、申立人の後に就任している代表取締役は、当該訂正処理が行われた時点において、自らが同社の代表者印を管理していたと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行

う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、53 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、平成6年7月30日であると認められることから、申立期間に係る資格喪失日の記録を同日に訂正することが必要である。

なお、平成4年4月から6年2月までの標準報酬月額は44万円、同年3月から同年6月までの標準報酬月額は15万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から6年7月30日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いという回答をもらった。同社には申立期間も勤めていたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年7月30日。以下「全喪日」という。）より後の同年10月14日付けで、申立人及び同社の代表者がさかのぼって厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が行われており、申立人の場合、平成4年、5年及び6年の定時決定に係る記録並びに6年3月の随時改定に係る記録がさかのぼって取り消され、4年4月1日に被保険者資格を喪失した旨の処理が行われている。

しかし、全喪日と同日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失している元従業員は、申立人は申立期間においても同社に勤務していた旨供述していることから、社会保険事務所において、上記のような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における被保険者資格の喪失処

理について、有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、全喪日と同日の平成6年7月30日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の取消し前の記録から、平成4年4月から6年2月までは44万円、同年3月から同年6月までは15万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年5月1日から33年6月27日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年5月1日、資格喪失日に係る記録を33年6月27日とし、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月1日から33年12月25日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。給与明細書等はないが、当時の同僚等の氏名、経歴を記憶しているので調査していただき、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の従業員は、申立人がA社に勤務していた旨供述しており、そのうちの一人は、「自分は昭和33年9月にA社を退職した。そのとき、申立人は、まだ同社で働いていた。」としている。

また、申立人は、A社への入社時期について、「A社はB川の近くにあり、入社したところに川辺でこいのぼりを見た記憶がある。5月の端午の節句の時期だと思う。」と供述している。

さらに、申立人は、その記憶している上司の一人について、自分が入社して数か月後に退職した旨供述しているところ、社会保険事務所の記録では、当該上司は昭和31年10月29日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、このことは、申立人が同年5月1日からA社で勤めていたという

主張と符合する。

加えて、申立人は、「会社倒産後も、同じ営業部員の同僚と一緒に最後まで残って勤務した。退職後の再就職先も同じである。再就職が決まり、新しい気持ちで新年を迎えた記憶があるので、昭和33年12月末まで勤務していた。」と主張している。この事実経過の説明は具体性があり、かつ、申立人が、当該同僚とともに、昭和34年2月1日に別の事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることとも符合し、信憑性も認められる。

これらのことから、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

次に、A社の従業員の一は、同社では、従業員は全員強制的に社会保険に加入させていたとしており、別の従業員は、「男性従業員は全員正社員だった。正社員は全員入社時から社会保険に加入していた。」と供述している。

また、申立人と同じ営業部員であった上記同僚には、A社における厚生年金保険の加入記録が存在する。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和33年6月27日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間のうち、同日から同年12月25日までの期間においては、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和33年6月27日以降も同社に勤務していた従業員の一は、「会社が厚生年金保険から脱退した後は、自分の給与から厚生年金保険料は引かれていなかったと思う。」と供述している。

以上のことから総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和31年5月1日から33年6月27日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記同僚の標準報酬月額の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社における事業が既に廃止されており、事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年5月から33年5月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る標準報酬月額
は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の
申立期間に係る標準報酬月額を 53 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から同年 11 月 21 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社
に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与の額に見
合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報
酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の
標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保
険の適用事業所でなくなった平成 3 年 11 月 21 日より後の 4 年 3 月 7 日付けで、
申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、さかのぼって 9 万 2,000 円に減額訂
正されていることが確認できる。

一方、A社の商業法人登記簿謄本により、申立人は、平成元年 7 月 20 日に
同社の取締役を重任した旨が同年 12 月 18 日に登記されているが、同社の代表
取締役及び複数の従業員は、「申立人は、営業担当役員であり、厚生年金保険
関係事務及び経理に係る職務への関与や影響力はなかった。」と供述している
ことから、申立人は、上記の減額訂正に関与していなかったと認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のよう
な遡及減額訂正を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に
係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報
酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必
要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和43年4月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月15日から44年4月20日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に営業所間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が保有する辞令簿及び申立人に係る職歴証明書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和43年4月15日に同社C営業所から同社B営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の後任者の標準報酬月額から、6万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、A社B営業所は、昭和43年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年4月15日から同年6月30日までの期間においては、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。しかし、複数の従業員の供述により、当該期間において、5人以上の従業員が同社B営業所に常時勤務していたことが確認できることか

ら、同社B営業所は、当該期間においても当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間のうち、昭和43年4月15日から同年6月30日までの期間は、A社B営業所が適用事業所となっていない期間であることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和57年5月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録を同日に訂正することが必要である。

また、事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年11月1日から57年5月21日まで

A社での厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円となっており、資格喪失日も昭和57年4月30日となっていた。資格喪失日と申立期間に係る標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険事務所の保管するA社に係る被保険者名簿では、申立人の資格喪失日は、当初、昭和57年5月21日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和57年5月27日）後の同年6月28日に、同年4月30日とさかのぼって訂正されていることが認められ、申立人と同様に資格喪失日を訂正された者は、申立人を含め、14名が確認できる。

また、申立人の標準報酬月額は、昭和56年10月までは、24万円と記録されていたところ、同年11月から9万8,000円に減額処理されていることが確認でき、申立人の雇用保険の記録から、減額処理後の標準報酬月額は申立人が実際に支給されていた賃金額と相違していることが確認できる。

さらに、申立人と同様に資格喪失日を訂正された者のうち 10 名が申立人と同様に昭和 56 年 11 月から標準報酬月額が減額処理されていることから、標準報酬月額の減額処理は、資格喪失日の訂正と同日に行われたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の資格喪失日の訂正及び申立期間の標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、申立人の資格喪失日及び申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正及び減額処理があったとは認められず、申立人の A 社における資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た昭和 57 年 5 月 21 日に、また申立期間に係る標準報酬月額は、24 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から10年3月31日まで

厚生年金保険の加入記録について、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことが判明した。同社において社会保険の手続に関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消資格記録）において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年4月から10年2月までの期間は44万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった10年3月31日の後の同年4月6日に、申立人を含む二人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、平成8年4月から10年2月までの期間は28万円へと、訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年4月から10年2月までの期間は44万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月1日から4年2月29日まで

社会保険事務所の戸別訪問で、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際とは異なるので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成4年3月17日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その後の同年4月6日付けで、申立人を含め10名の標準報酬月額の記録が^{そきゅう}遡及して訂正されており、申立人の場合、2年3月から4年1月までの期間について53万円から8万円に^{そきゅう}遡及して訂正されていることが確認できる。

また、A社の閉鎖商業登記簿謄本により、申立人は、代表取締役であったことが確認できるが、上記^{そきゅう}遡及訂正は、当該事業所がB地方裁判所から破産宣告を受けた平成4年3月*日から*日後のことであり、破産手続開始後は、当該事業所の財産の管理処分権は破産管財人に専属し、代表者印は破産管財人の管理下に置かれていたことを踏まえると、申立人は当該^{そきゅう}遡及訂正処理に関与していなかったと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が^{そきゅう}遡及して訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を平成5年1月から同年6月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から5年7月23日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年7月23日以降の同年8月23日付けで、申立人の同年1月から同年6月までの標準報酬月額が53万円から13万4,000円にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿により、申立人は、代表取締役であったことが確認できるが、上記遡^{そきゆう}及訂正は、同社がB裁判所から破産宣告を受けた平成5年7月*日から約1か月後のことであり、破産手続開始後は、当該事業所の財産の管理処分権は破産管財人に専属し、当該破産管財人は、「破産手続開始後は、申立人から代表者印を預かっており、以後、申立人に代表者印を貸し出したことはない。」と供述しており、社会保険事務所への届出に必要な代表者印は破産管財人の管理下に置かれていたことを踏まえると、申立人が代表取締役として当該遡^{そきゆう}及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が当該事務処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届けたとおり、平成5年1月から同年6月までは53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る事業所における資格喪失日は、平成4年5月12日であると認められることから、申立期間の被保険者資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、平成3年10月から4年4月までの期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年6月8日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が相違しており、標準報酬月額についても、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の従業員の供述により、申立人は、同社に平成4年5月11日まで勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成3年12月31日以降の4年6月29日付けで、申立人の同社における資格喪失日が3年11月30日と記録され、標準報酬月額は3年10月が41万円から14万2,000円に減額訂正されており、申立人のほかに複数の従業員についても、同様な処理が行われていることが確認できる。

また、A社の複数の従業員は、「同社は、平成4年5月ごろに工場が閉鎖されるまでは、複数の従業員が勤務しており、給与が支給されていた。」「申立人は、B部長であり、社会保険関係の事務に関与していない。」と供述してい

ることから、同社が適用事業所ではなくなった日以降においても、申立人及び複数の従業員が同社に継続勤務していたことがうかがわれ、同社は、適用事業所としての要件を満たしており、申立人は、社会保険事務に関する権限を有しておらず、当該訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所について、上記訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録が有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険における離職日の翌日である平成4年5月12日に訂正し、標準報酬月額については、3年10月から4年4月までの期間を41万円に訂正することが認められる。

他方、申立期間のうち、平成4年5月12日以降の期間については、A社の事業主は、連絡先が不明であることから、同社及び事業主から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の複数の従業員は、「平成4年5月ごろに同社の工場が閉鎖され、残務整理をしていた従業員以外は退職した。」と供述している。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所における資格喪失日に係る記録を昭和27年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月30日から同年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社B所に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和27年10月1日に同社B所から同社C所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年8月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和27年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行って

おらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から7年3月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支払われていた給与の額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年12月21日より後の8年2月20日付けで、申立人を含む6人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間に係る標準報酬月額は、15万円に訂正されていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、上記のような遡^{そきゅう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A社の商業法人登記簿謄本によると、申立人は、平成7年11月30日に同社の取締役を辞任しており、上記の遡^{そきゅう}及訂正処理が行われた8年2月20日においては、取締役ではなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の53万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月1日から3年5月31日まで

社会保険事務所の訪問により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の報酬より低くなっていることが判明した。申立期間の給与は40万円から50万円ぐらいだったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社における申立人の標準報酬月額は、当初、平成2年3月から3年4月までの期間について44万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(3年5月31日)の後の同年6月7日に、申立人を含む3名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合は、申立期間に係る標準報酬月額が20万円に減額処理されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、昭和55年6月5日から平成3年3月28日までの期間においてA社の取締役であったが、上記減額処理が行われた当時には、既に取締役を辞任していたことが確認できる。

また、申立期間当時のA社の代表取締役は、「会社の社会保険事務は、自分と自分の妻が担当していた。申立人は、営業担当の取締役であり、社会保険事務は担当しておらず、標準報酬月額の減額処理には関与していない。」旨供述し、前記代表取締役の妻は、「申立期間当時、会社は倒産寸前であった。厚生年金保険料も滞納していたため、代表取締役と自分及び申立人の3名の標準報

酬月額をさかのぼって減額処理した。この減額処理を知っているのは、代表取締役と自分だけである。」旨それぞれ供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が標準報酬月額をさかのぼって訂正する処理を行うべき合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 44 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和48年10月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月6日から50年2月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出されたC健康保険組合発行の健康保険被保険者資格証明書から、申立人がA社に昭和48年10月6日から継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の当時の複数の従業員は、「申立期間当時、A社では不適切な経理・社会保険事務が行われており、退職後に厚生年金保険に加入していないことが分かってもめたことが度々あった。また、従業員から厚生年金保険料を控除しながら社会保険事務所に納付せず、未納分を後から納付したこともあった。」「厚生年金保険と健康保険に加入はしていたが、健康保険証を貰ったのは入社してから相当期間が経過してからだった。」などと供述している。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後において、従業員40名の資格取得日が1か月から3年11か月さか

のぼって訂正されていること及び従業員 11 名について、その証言内容及び前記被保険者名簿により、入社後 2 年以上経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に健康保険の加入記録が確認できる申立人について、同時に厚生年金保険にも加入していたものと考えるのが相当であり、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の標準報酬月額の記録及び昭和 50 年 2 月の社会保険事務所の記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所における事業が廃止されており、事業主に確認することはできないが、事業主による申立てどおりの資格取得届や申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのすべての機会において社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和 50 年 2 月 21 日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案5098

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（8万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を8万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月1日から48年7月1日まで

申立期間の標準報酬月額が、申立期間前の8万6,000円から5万2,000円に減額されているが、当時減額される理由は全く思い当たらないし、当時の事務処理の間違いだと思うので、標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社（現在は、B社）の社内歴一覧から、申立人は申立期間において同社C支店に勤務していたことが確認できる。また、同支店において、昭和47年度の定時決定の対象となった47名のうち、当該決定について後日訂正が行われている被保険者が申立人を含め25名確認できるところ、申立人については、47年7月の随時改定で8万6,000円とされた後、同年10月の定時決定で9万2,000円とされたものが、当該訂正により5万2,000円に減額されている。これに対し、申立人を除く24名は、同年7月の随時改定に対し、1名が増額訂正され、その他の23名は同額に訂正されており、申立人の標準報酬月額のみが大幅に減額されており不自然であることが確認できる。

さらに、申立人がA社C支店で同一の職務につき、同じ独身寮に居住していたことを記憶する同僚は、申立人が病気、事故及び欠勤等が一切無く、給与が

大幅に減額されるような事実は無いことを供述している。

加えて、B社は、申立期間当時の給与関係事務及び厚生年金保険に係る手続の状況から、申立人の申立期間に係る定時決定を誤って届け出たこと及び申立期間においても昭和47年7月の随時改定時の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を行っていた旨供述している。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額（8万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時のA社C支店の担当者の事務処理の誤りにより申立人の算定訂正の届出を5万2,000円で行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案5099

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成2年10月から6年8月までの期間については53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から6年9月1日まで

社会保険庁の2万件調査によりA社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年10月から6年8月までの期間は53万円と記録されていたところ、申立人が、同社を同年8月31日に退職した後の同年12月7日付けで、申立人を含む6名の役員の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、定時決定された部分を越え、2年10月から6年8月までの期間について20万円に訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、申立人は、A社の商業登記簿から、申立期間当時は同社の取締役であったことは確認できるが、同社の他の取締役2名は、「申立人は、営業担当であり、経理事務や社会保険の手続に関与していなかった。」としている上、当時の代表取締役は、「当時経営は苦しく、厚生年金保険料を滞納していたので、社員を助けるために、社会保険事務所と相談して役員の標準報酬月額を引き下げることにした。このことは独断で行い、申立人への説明は行っていない。」

と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人の厚生年金保険被保険者報酬月額算定届を3年11か月分もさかのぼって提出するとは通常考え難く、社会保険事務所が行った標準報酬月額の訂正処理については、当時の保険料滞納額を減額するために行ったものと認められ、事実に則したものとは考え難く、合理的な理由はないことから、有効な記録訂正があったとは認められない。したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

東京厚生年金 事案5102

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成7年12月から10年9月までの期間は50万円、同年10月から11年8月までの期間は59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月1日から11年9月13日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、現場管理の取締役で勤務したが、社会保険関係の事務手続に關与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、当初、平成7年12月から10年9月までの期間は50万円、同年10月から11年8月までの期間は59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成11年9月13日）の後の同年9月17日付けで、申立人を含む3名の標準報酬月額がさかのぼって訂正されており、申立人の場合、7年12月から11年8月までの期間は9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は平成10年6月26日から、同社が破産宣告を受ける11年9月13日まで取締役であったことが確認できるが、同社の当時の代表取締役及び複数の従業員は、「申立人は現場管理の取締役であり、厚生年金保険関係の事務にかかわってはいなかった。」と供述していることか

ら、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてさかのぼって当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成7年12月から10年9月までの期間は50万円、同年10月から11年8月までの期間は59万円に訂正することが必要である。

東京厚生年金 事案5104

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和23年1月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月21日から23年1月10日まで

厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち申立期間について、加入記録が無いとの回答をもらった。当該期間は、B社（現在は、C社）から同社の子会社であるA社に出向していた期間の一部であり、同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びC社が保管する人事記録等から、申立人は、B社並びに同社の子会社であるA社及びD社に継続して勤務し(昭和21年4月にB社を休職してA社に出向、その後、23年1月にD社に異動し、23年6月にB社に復職。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和22年4月の社会保険事務所の記録から600円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判

断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間に係る申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成10年11月から12年9月までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月1日から17年4月28日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁のオンライン記録により、A事業所では、平成12年7月26日付けで、申立人を含め二人の標準報酬月額の記録が^{そきゅう}遡及して減額訂正されていることが確認でき、申立人の標準報酬月額は、10年11月から11年12月まで24万円が9万2,000円、12年1月から同年6月まで24万円がそれぞれ11万円に減額訂正され、17年1月の月額変更まで継続していることが確認できる。

また、申立人と同様に平成12年7月26日付けで^{そきゅう}遡及して標準報酬月額が減額された元同僚は、「自分も勤務していた期間、給与支払額に変化が無いのに標準報酬月額が減額されている。」と回答しており、申立人の標準報酬月額がその標準報酬月額（10年11月から11年12月まで9万2,000円、12年1月から16年12月まで11万円）に対応した額に減額されたことをうかがわせる供述は得られなかった。

一方、社会保険事務所の保管する滞納処分票により、A事業所は、申立期

間以前から、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成17年度まで長期間にわたり社会保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成12年7月26日付けで行われた当該訂正処理は、事実在即したものととは考え難く、有効な記録訂正があったとは認められないため、当該訂正処理の結果として記録された申立人の10年11月から12年9月までの期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、24万円に訂正することが必要である。

- 平成12年10月から17年3月までの期間について、申立人の標準報酬月額は、当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定(12年10月1日)で11万円、17年1月の月額変更で15万円と記録されており、当該定時決定及び月額変更について遡^{そきゅう}及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も既に死亡しているため、申立期間当時の給与の支給及び保険料控除の実態を確認できない。

さらに、申立期間における事業主による保険料控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、平成12年10月から17年3月までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月1日から18年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。当時の賃金台帳及び給与支払明細書があるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において申立人のA社における標準報酬月額は、平成16年7月から17年6月までは41万円、同年7月から18年8月までは34万円と記録されているが、申立人から提出された16年4月から同年6月まで、17年4月から同年6月まで及び18年4月から同年6月までの賃金台帳並びに18年5月の給与支払明細書により、申立人はその主張する標準報酬月額（16年7月から18年8月までは47万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答がないため確認できないが、賃金台帳及び給与支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁に記録されている標準報酬月額が平成16年7月から18年8月までの長期にわたり一致していない

ことから、事業主は、給与支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から4年5月31日まで

社会保険庁の戸別訪問(2万件調査)により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では営業担当の取締役として勤務したが、社会保険事務に関与する立場でなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成4年5月31日以降の同年6月4日付けで、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録が^{そきゅう}遡及して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、3年5月から4年4月まで50万円が11万円に訂正されているが、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A社の商業登記簿により、申立人は同社の取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役、取締役及び従業員は、「申立人は取締役であったが、営業担当であった。」と供述しており、関連会社のB社の従業員も「二つの会社の代表取締役は同一人であり、どちらも社会保険手続の担当は代表取締役であった。」と回答していることから、申立人は社会保険事務について権限を有していなかったものと認められる。

また、A社の元代表取締役は、「申立期間当時、経営は極めて不振で資金繰

りは悪化し、給与の不払もあった。」と回答していることから、同社では、当時、社会保険料を滞納していたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、申立期間の標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月1日から10年2月28日まで

社会保険庁の戸別訪問（2万件調査）によりA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では営業担当の取締役であり、社会保険事務について権限を有していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成10年2月28日以降の同年3月19日付けで、申立人を含む7人の標準報酬月額の記録が遡及^{そきゆう}して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、8年2月から10年1月まで59万円が9万2,000円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所がこのような訂正処理を行う合理的理由は見当たらない。

一方、A社の商業登記簿から、申立人は当該訂正処理が行われた平成10年3月当時、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の複数の従業員が「申立人は当時、営業部長であり、社会保険の手続に関与していなかった。」と供述していることから、申立人は社会保険事務について権限を有していなかったと認められる。

また、A社の商業登記簿において、同社は、平成10年12月18日に和議を開始したことが記載されていることから、同社では申立期間当時、社会保険料

を滞納していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬額を平成2年4月から6年10月までは53万円に、同年11月から8年3月までは19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から8年4月11日まで
社会保険庁の戸別訪問を受け、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、さかのぼって減額訂正されていることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年4月から6年10月までの期間は53万円、同年11月から8年3月までの期間は19万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった8年4月11日の後の同年5月13日に、申立人を含む二人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、2年4月から6年10月までの期間は8万円、同年11月から8年3月までの期間は9万2,000円に訂正されていることが確認できる。しかしながら、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、商業登記簿によりA社の取締役であったことが確認できるが、同社の経理事務担当者によると、申立人の業務は、B業務としており、申立人は、標準報酬月額の訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の標準報酬月額は、事業主

が社会保険事務所に当初届け出た平成2年4月から6年10月までの期間は53万円、同年11月から8年3月までの期間は19万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月1日から5年2月21日まで

社会保険庁のオンライン記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年3月から5年1月までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった5年2月21日の後の同年4月7日に、申立人を含む7人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間について8万円に訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の商業登記簿謄本から取締役であったことが確認できる。しかし、同社の他の役員及び複数の従業員によると、申立人はB部長（取締役）として勤務しており、社会保険事務の執行権限は有していなかった旨供述していることから、申立人は標準報酬月額の訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬

月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から5年12月1日まで

社会保険庁のオンライン記録では、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年4月から5年11月までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年12月1日以降の6年3月3日に、当該期間について22万円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、法務局のA社に係る閉鎖登記簿謄本により、平成5年11月26日に代表取締役を辞任していることが確認できることから、上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時は代表取締役でなかったことが認められる。

さらに、上記閉鎖登記簿謄本により、当時、A社におけるもう一人の代表取締役であったことが確認できる申立人の同僚は、「平成5年11月のA社の倒産及び事業中止に伴う会社整理のために、弁護士に当該整理事務を依頼し、その際に当該弁護士に同社の代表者印も預けた。したがって、申立人を含め、同社

の役員及び従業員は、標準報酬月額の減額に係る届出等の社会保険関係事務に関与できなかったはずである。」旨供述している。

加えて、当時、A社から任意整理事務を依頼されていたとしている上記弁護士は、「A社の債務整理のため、平成5年11月に債権者会議を行ったが、申立人とは、同会議終了後は会っていない。また、申立人は、同社の債務整理には関与していなかった。」旨供述している。

なお、申立人は、平成5年11月末日にA社を退職した旨供述している。

これらのことから、申立人は、上記標準報酬月額の減額処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月1日から6年6月20日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年3月から6年5月までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年6月20日以降の同年7月12日に、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、当該期間について8万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、法務局のA社に係る閉鎖登記簿謄本により、取締役であったことが確認できるが、当時の同社の代表取締役及び経理担当者が、「申立人は社会保険事務にはかかわっておらず、当該事務の執行権限を有していなかった。」旨供述していること等から、申立人は、上記標準報酬月額の減額処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があつ

たとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から6年10月31日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では、取締役であったが、営業を担当し社会保険の業務にはかかわっていなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年4月から6年2月までの期間は53万円と記録されていたところ、6年3月14日に当該期間について8万円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の代表取締役は、「申立てに係る標準報酬月額の減額訂正が行われた当時、当社は厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納しており、社会保険事務所の担当職員から被保険者となっている者の標準報酬月額を引き下げて滞納保険料に充当する必要がある旨の説明を受け、自分と妻についてのみ標準報酬月額の減額に同意した。」旨供述している。

一方、法務局のA社に係る閉鎖登記簿謄本により、申立人は取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役及び従業員は、「申立人は営業の担当であり、社会保険事務にはかかわっていなかった。」旨供述していること等から、申立人は、上記標準報酬月額の減額処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成6年3月14日に行われた標準報酬月額
の減額処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所において、この
ようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当た
らず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があっ
たとは認められない。このため、さかのぼって記録が訂正された4年4月から
6年2月までの期間及び訂正前に記録されていた4年10月の定時決定が有効
であったと考えられる6年3月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額
については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正すること
が必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月1日から63年9月29日まで

社会保険庁のオンライン記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、昭和62年11月から63年8月までの期間は44万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年9月29日以降の同年10月21日に、申立人を含む11人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、当該期間について10万4,000円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の所在地を管轄する法務局から提出のあった同社に係る履歴事項全部証明書により、取締役であったことが確認できるが、当該証明書により取締役であったことが確認できる申立人の同僚及び複数の従業員が、「申立人は営業を担当しており、社会保険事務にはかかわっていなかった。」旨供述している。

さらに、公共職業安定所の記録では、申立人のA社における雇用保険の離職

日が昭和 63 年 10 月 6 日であることから、上記標準報酬月額の減額処理が行われた同年 10 月 21 日には同社に勤務していないことが確認できる。

これらのことから、申立人は、上記標準報酬月額の減額処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 44 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成11年2月から12年6月までの期間は36万円、同年7月から同年12月までの期間は41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年2月1日から13年1月31日まで
社会保険庁のオンライン記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成11年2月から12年6月までの期間は36万円、同年7月から同年12月までの期間は41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった13年1月31日以降の同年2月9日に、11年2月から12年12月までの期間について9万8,000円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A社の所在地を管轄する法務局から提出のあった同社に係る履歴事項全部証明書等により、申立人は、申立期間及び上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、取締役であったことが確認でき、また、申立人は、同社において経理事務を担当していた旨供述している。

しかし、社会保険庁のオンライン記録等では、申立期間及び上記標準報酬月

額の減額処理が行われた当時、A社における厚生年金保険被保険者(従業員数)は申立人を含め3人であったことが確認できるところ、そのうちの一人である当時の同社の代表取締役は、「自分はA社の最終的な責任者であったので、同社の代表者印を常に携帯するなど自ら管理しており、社会保険関係事務についても関係書類の該当欄に記名・押印していた。したがって、申立人は、社会保険関係の届出等に関する決定権限を有していなかった。」旨供述している。

なお、上記3人の被保険者のうち、上記履歴事項全部証明書等により、当時、もう一人の取締役であったことが確認できる申立人の同僚とは連絡が取れないため供述が得られず、申立人の標準報酬月額減額処理に係る当時の状況について確認することができない。

これらのことから、申立人は取締役で経理事務を担当していたが、標準報酬月額の減額に係る届出等の社会保険関係事務について、実質的な権限が無く、標準報酬月額の減額処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成11年2月から12年6月までの期間は36万円、同年7月から同年12月までの期間は41万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成6年1月から7年4月までの期間は50万円、同年5月から8年3月までの期間は59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月1日から8年4月16日まで

社会保険庁のオンライン記録では、A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年1月から7年4月までの期間は50万円、同年5月から8年3月までの期間は59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年4月16日以降の同年4月24日に、申立人を含む8人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、6年1月から7年9月までの期間は8万円、同年10月から8年3月までの期間は9万2,000円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、法務局のA社に係る閉鎖登記簿謄本により、取締役であったことが確認できるが、当時の同社の社会保険事務担当者は、「標準報酬月額の減額に係る届出等の社会保険関係事務は、当時の代表取締役の確認の下、自分が行っていた。したがって、申立人は当該事務にはかかわっていなかった。」

旨供述しており、また、社会保険庁のオンライン記録から申立期間当時に同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員も同様の供述を行っている。

なお、上記代表取締役は既に死亡しているため供述が得られず、申立てに係る標準報酬月額の特減処理が行われた当時の状況等について確認することができない。

これらのことから、申立人は、上記標準報酬月額の特減処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成6年1月から7年4月までの期間は50万円、同年5月から8年3月までの期間は59万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成7年10月から8年2月までの標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から8年3月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が当時の給与支払額に対する標準報酬月額と相違している。同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成7年10月から8年2月までは28万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった8年3月31日の後の同年4月3日の処理日で18万円に訂正されており、同処理日において、申立人のほか4名の標準報酬月額についても遡^{そきゅう}及により減額訂正処理が行われているが、社会保険事務所において、このような遡^{そきゅう}及により記録の訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成10年1月から同年9月までは59万円、同年10月から11年8月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月1日から11年9月21日まで

取締役として勤務したA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が9万8,000円となっているが、当時の給与支払額に対する標準報酬月額と相違している。同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成10年1月から同年9月までは59万円、同年10月から11年8月までは50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年9月21日の後の同年9月24日の処理日で、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録が遡^{そきゆう}及により減額訂正される処理が行われており、申立人の標準報酬月額は、10年1月から11年8月までが9万8,000円に減額訂正される処理が行われているが、社会保険事務所において、このような遡^{そきゆう}及により記録の訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

なお、申立人は、A社の商業登記簿謄本から、訂正処理日において取締役であったことが確認できるが、申立人は、測量を行う現場担当であり、同社の事務担当職員も、申立人は、当時取締役であったが、社会保険事務手続には関与していなかったと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から平成10年1月から同年9月までは59万円、同年10月から11年8月までは50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日（昭和45年3月31日）に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和47年12月31日から48年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日（昭和47年12月31日）に係る記録を48年1月1日に訂正し、47年12月の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年3月31日から同年4月1日まで
② 昭和47年12月31日から49年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事業所に勤務していた期間のうち申立期間①及び申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同事業所には間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A事業所から提出された在籍証明書及び回答書から判断すると、申立人は、同事業所に継続して勤務していたことが認められる。

そして、A事業所の代表者は、月末退職者の資格喪失日について翌月1日

とすべきところ、当月末日と誤って社会保険事務所に対して届出を行った旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務については、事業主は社会保険事務所に対する届出誤りを認めていることから、事業主が申立人の資格喪失日を昭和45年3月31日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、当該期間のうち昭和47年12月31日から48年1月1日については、A事業所から提出された在籍証明書及び回答書から判断すると、申立人は、同事業所に継続して勤務していたことが認められる。

そして、A事業所の代表者は、月末退職者の資格喪失日について翌月1日とすべきところ、当月末日と誤って社会保険事務所に対して届出を行った旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和47年12月31日から48年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和47年12月に係る標準報酬月額については、同年11月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務については、事業主は社会保険事務所に対する届出誤りを認めていることから、事業主が申立人の資格喪失日を昭和47年12月31日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る同年12月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間②のうち、昭和48年1月1日から49年10月1日については、雇用保険の加入記録から、申立人は当該期間のうち48年1月1日から48年5月25日までA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、A事業所の代表者の回答では、「申立期間②当時は、当事業所に、再度、勤務した期間のうちであり、その間、申立人を非常勤職員にした記憶

がある。同期間の申立人に係る厚生年金保険料の控除については分からない。また、現在も非常勤職員は在籍しているが、非常勤職員は厚生年金保険には加入させず、雇用保険は加入している者と非加入の者がいる。」と供述している。

また、申立人がA事業所において一緒に勤務していたと記憶している同僚1名は、「申立人が勤務していたことは記憶しているものの、申立人の厚生年金保険の加入状況等については分からない。また、社会保険は正規の職員は加入していたが、非常勤職員の者は加入していなかった。」と供述している。

さらに、A事業所に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により申立期間②当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた3名のうち2名は、「申立人のことは記憶しているものの、申立人の勤務期間については分からない。」とし、他の1名は申立人のことは記憶に無いと供述している。

このほか、申立人の申立期間②のうち、昭和48年1月1日から49年10月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②のうち、昭和48年1月1日から49年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から8年10月22日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち申立期間の標準報酬月額が、実際の給料より低い金額に訂正されていることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成6年10月から8年9月までの期間については32万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年10月22日）の後の同年10月29日付けで、申立人を含む4名の標準報酬月額に係る記録がさかのぼって訂正されており、申立人の標準報酬月額は6年10月については8万円に、同年11月から8年9月までの期間については9万2,000円に減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本から平成4年3月3日に取締役を辞任していることが確認でき、同社における従業員は、「申立人は同社における職務は特に無く、社会保険関係の業務には従事していなかった。」と供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有

効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額
は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 32 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月28日から5年8月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち申立期間の標準報酬月額が、実際の給料より低い金額に訂正されていることが判明した。申立期間当時、同社では取締役として勤務していたが、社会保険関係の事務手続には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成4年2月から5年7月までの期間については53万円と記録されていたが、同年9月7日付けで、申立人のほか、取締役1名と従業員6名の標準報酬月額に係る記録がさかのぼって訂正されており、申立人の標準報酬月額は4年2月から5年7月までの期間については8万円に減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本から申立期間において取締役であったことが確認できるが、その後平成5年5月31日に取締役を退任し、同年8月31日に同社を退職していることが確認できる。

また、A社における従業員二人は、「申立人は店長として勤務しており、社会保険関係の業務には従事していなかった。」と供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

さらに、申立人の供述から、当時、A社において厚生年金保険料の滞納があ

ったことがうかがわれ、複数の同僚は、当時の代表取締役から標準報酬月額
の減額についての説明を受け、やむを得ず同意した旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成5年9月7日
付けで行われた訂正処理は滞納保険料を減額するために行われたものと考え
られ、これは事実に則したものとは考え難い。また、当該訂正処理をさかのぼ
って行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記
録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事
業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から平成6年6月まで、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年4月から5年11月までの期間は11万8,000円、同年12月は20万円、6年1月から同年6月までの期間は11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月8日から6年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与又は給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低かった。当時の給与支払明細書があるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成5年9月から6年4月までの期間の標準報酬月額については、給料支払明細書により、給与支給総額は約23万円、保険料控除額は8,525円であることが確認できる。

一方、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の場合、厚生年金保険料控除額から、平成5年9月から同年11月までの期間は11万8,000円、

同年12月は20万円、6年1月から同年4月までの期間は11万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成6年5月及び同年6月の標準報酬月額については、給料支払明細書は無いものの、銀行預金通帳及び取引明細により、A社から各月18万3,060円が振り込まれていることが確認できる。この振込金額は、申立人によると、給料の一部である上、給料支払明細書のある期間（6年1月から同年4月までの期間）の振込額と同額であることから、申立人は、給料支払明細書のある期間と同額の保険料8,525円を給与から控除されていたと推認できる。

以上のことから、当該期間の標準報酬月額を11万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成4年4月から5年8月までの期間については、給料支払明細書は無いものの、銀行預金通帳及び取引明細により、A社から給与の一部として毎月約16万円から18万円の報酬が振り込まれていることが確認できる。この振込金額は、申立人によると、給料の一部である上、給料支払明細書のある期間（5年9月から6年4月までの期間）の振込額とおおむね同額であることから、当該期間においても、申立人は、給料支払明細書のある期間と同額の保険料8,525円を給与から控除されていたものと推認できる。

以上のことから、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の平成4年4月から6年6月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主とは連絡が取れず、これを確認できないが、保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が全期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間のうち、平成2年1月から4年3月までの期間については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主とは連絡が取れず、当該期間の報酬額又は保険料控除額について確認することができない。

また、当該期間の給料支払明細書が無いことに加え、銀行預金通帳及び取引明細においてA社からの給与振込として記録が無く、当該期間の報酬額及び保険料控除額が確認できない。

さらに、申立人と同日に、A社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚も、当該期間について報酬額又は保険料控除額を確認できる資料を保有していない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人の主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から10年9月30日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与より低い報酬額となっていた。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額については、当初、59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年9月30日）の後の同年10月1日付けで、9年11月1日に遡^{そきゅう}及して、申立人と代表取締役の2名の標準報酬月額が20万円に減額処理されている。

また、A社の商業登記簿において申立人が役員であった記録は無く、申立人は、社会保険事務は、死亡した代表取締役が行っており、自身は社会保険の事務を担当しておらず、上記減額処理は承知していなかったと供述している。

さらに、申立期間以前にA社の経理担当であった従業員は、当時、申立人は技術担当者であり会社経営にはかかわっていないと供述していることから、申立人は、上記減額処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間の標準報酬月額について遡^{そきゅう}及して減額処理を行う合理的な理由は無く、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59

万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から9年8月1日まで
社会保険庁のオンライン記録では、取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の報酬額より低いものとなっている。申立期間に係る標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成9年8月1日）の後の10年11月17日付けで、申立人と代表取締役（申立人の兄）の2名の標準報酬月額が8年10月1日に遡及して9万8,000円に減額処理されていることが確認できる。

また、上記減額処理が行われた当時、商業登記簿により、申立人がA社の取締役であったことが確認できるが、申立人は、資材の仕入れ・管理等を行っており、社会保険の事務は代表取締役が担当であり、上記減額処理については承知していなかったと供述している。

さらに、A社の代表取締役は、自身が社会保険の事務を担当しており、申立人は社会保険の事務に関与していなかったと供述しているほか、従業員2名も同様に供述していることから、申立人は、上記減額処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成8年10月から9年7月までの期間に係る標準報酬月額を遡及して減額処理を行う合理的

な理由は無く、当該期間に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額 59 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成2年5月から同年9月までは53万円に、同年10月から3年8月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月1日から3年9月13日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、葬儀関係業務を担当しており、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、申立人がA社の厚生年金保険の資格を喪失した平成3年9月13日の後の4年5月7日付けで、2年5月から同年9月までは53万円が26万円に、同年10月から3年8月までは50万円が26万円に、それぞれさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録から、申立人は、当該訂正処理が行われた平成4年5月7日には、A社を既に退職していることが確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、A社において、平成4年5月7日付けで、標準報酬月額が遡及訂正された者は、取締役一人及び申立人を^{そきゆう}含む従業員11人の計12人であり、当該従業員のうち6人は、申立人と同様、

2年5月1日にさかのぼって減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、当該事実について、A社の当時の代表者は所在不明であるため確認できず、同社の従業員からも、申立期間当時、申立人の標準報酬月額が当該事実にあつては減額されたことをうかがわせる供述は得られなかった。

また、A社の現在の代表者及び当時の従業員は、「当時、当社において厚生年金保険料等の滞納があつたか否かについては不明である」旨供述しているものの、同社の複数の従業員は、「申立期間当時、当社では給与の遅配があつた」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該減額処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成2年5月から同年9月までは53万円に、同年10月から3年8月までは50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から 5 年 2 月 28 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、一般事務担当であり、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 5 年 2 月 28 日の後の同年 4 月 7 日付けで、3 年 4 月から 5 年 1 月までは 15 万円が 8 万円にさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、A社において、平成 5 年 4 月 7 日付けで、標準報酬月額が遡^{そきゆう}及訂正された者は、代表取締役等の役員 3 人及び申立人を含む従業員 10 人の計 13 人であり、このうち役員 1 人及び従業員 5 人の計 6 人は、申立人と同様、3 年 4 月 1 日にさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成 3 年 4 月から 5 年 1 月までは 15 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和48年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月31日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社B支店で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、支店間の異動はあったが同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった在職証明書から、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和48年9月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和48年7月の社会保険庁のオンライン記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和48年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って

記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から45年2月まで

私が20歳になった時に、勤務先の雇用主が国民年金の加入手続きを行ってくれ、結婚により退職するまで国民年金保険料を納付してくれていたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の雇用主が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする雇用主から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の雇用主が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和61年5月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は、平成元年9月の社会保険庁の記録整備によって、申立人が当時、国民年金の強制加入対象者であったために生じた未納期間であり、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 6 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月から 56 年 3 月まで

私は、短大を卒業後しばらくして、母から勧められて区役所出張所で国民年金の加入手続を行い、そのころ、同出張所で、さかのぼって国民年金保険料をまとめて納付したと記憶しており、また、領収印は無いが、昭和 54 年 7 月から 56 年 3 月までの領収証を所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が領収証として所持するものは、納付した側の手元には残らず、保険料を収納した側が受領する納付書（納付書・領収証書）及び領収控を含む 3 枚複写の納付書綴のすべてであり、これに領収印は確認できない。このほか申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入時期についての記憶が曖昧であるとともに、区役所出張所で、さかのぼって保険料を納付したとしているが、原則、過年度保険料は区役所出張所では納付できない上、申立人は、所持する上記の納付書綴のほかに納付書を再発行してもらった記憶はないと供述しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 56 年 7 月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から53年6月までの期間の国民年金保険料、55年7月から同年12月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料、53年10月から同年12月までの期間、54年10月から55年6月までの期間、56年1月から58年3月までの期間、60年10月から同年12月までの期間及び62年12月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年7月から53年6月まで
② 昭和53年10月から同年12月まで
③ 昭和54年10月から55年6月まで
④ 昭和55年7月から同年12月まで
⑤ 昭和56年1月から58年3月まで
⑥ 昭和60年10月から同年12月まで
⑦ 昭和62年12月

私は、夫が会社を退社した後に国民年金に加入し、忘れずに国民年金保険料を納付していた。昭和53年7月以降は、付加保険料を含めた保険料を納付していた。申立期間の保険料又は付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

申立期間①、②、③及び④については、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出されている夫は、申立人と同様に、申立期間①については未加入、申立期間②及び③の付加保険料については未納、申立期間④の定額保険料及び付加保険料については未納であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間⑤については、当該期間のうち、夫が死亡する以前の期間については、夫も自身の保険料が未納であり、申立人には夫が死亡した後に保険料を納付し始めた記憶があることから、夫の死亡後に当該期間の保険料をさかのぼって納付したものの、過年度納付となったため、制度上、付加保険料を納付することができなかったものと考えられるなど、当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間⑥及び⑦については、オンライン記録から当該期間の保険料は過年度納付されていることが確認でき、制度上、付加保険料は過年度納付することができないなど、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から39年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、40年1月から49年5月までの期間の国民年金保険料については、重複納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年12月まで
② 昭和40年1月から49年5月まで

私は昭和46年6月に国民年金に加入して、それまでの未納分の国民年金保険料を一括納付した。以後は自宅に届いた納付書で保険料を納付していたが、49年6月ごろ、以前の国民年金手帳の記号番号と異なる番号の手帳が送られてきて、過去の未納分の保険料を納めるよう指示があったので、特例納付及び過年度納付を行った。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②の重複納付した保険料が還付されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①の国民年金保険料の納付及び申立期間②の保険料の重複納付をしていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付状況等の記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和46年6月に国民年金に加入し、申立期間の保険料を一括納付した約3年後の49年6月ごろに別の手帳記号番号の国民年金手帳を受け取り、再度特例納付及び過年度納付したとしているが、申立人は当時同一の区に居住しており、一括納付後、現年度納付を継続していたとすれば、改めて納付勧奨等を受ける状況は考え難いなど、申立人が申立期間の保険料を特例納付及び重複納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から49年3月までの期間の保険料を第2回特例納付及び過年度納付により納付していることが申

立人の所持する領収証書により確認でき、国民年金に加入した49年6月時点で、特例納付及び過年度納付をしなければ60歳到達時まで保険料を納付したとしても国民年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる月数の保険料を特例納付及び過年度納付したと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間のうち、昭和36年4月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、40年1月から49年5月までの国民年金保険料については、重複納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から52年3月まで

私は、特例納付によって過去にさかのぼって国民年金保険料を納付できることを知り、妻が私の国民年金の加入手続を行い、私の満期となった定期預金により昭和42年4月までさかのぼって保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及び妻は、申立期間の保険料額に関する記憶が曖昧である上、申立人は、満期となった定期預金から申立期間の保険料を納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和54年3月前後である53年1月から54年12月までの申立人の定期積金元帳及び定期預金元帳からは、申立期間の保険料を特例納付、過年度納付及び現年度納付した場合の保険料額に相当する出金記録が確認できないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から61年3月までの国民年金の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月から61年3月まで

私は、結婚して国民年金に任意加入し、老後は少しでも多くの年金を受け取りたいと思い、定額保険料に加え付加保険料も納付してきたはずである。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の定額保険料と付加保険料を自宅近くの信用金庫の窓口及び口座振替で納付したとしているが、当該信用金庫の普通預金元帳では、昭和53年7月に53年4月から6月までの分の定額保険料相当額が引き落とされ、それ以降は60年9月まで3か月ごとに定額保険料相当額が口座振替されていることが確認できるなど、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から12年3月まで

私は、在学中の2年間の国民年金保険料について市役所に相談して、免除してもらったはずである。平成12年度については学生納付特例の申請が承認されているにもかかわらず、申立期間の保険料が免除とされず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、保険料の免除の相談に行った時期、回数、免除に係る承認通知書の受領及び学生期間直前の共済組合被保険者から国民年金第1号被保険者への切替手続を行った時期に関する記憶が曖昧である。

また、学生納付特例制度は平成12年4月から施行されているため、申立期間は当該制度の対象期間とならない上、オンライン記録から、申立人は、平成13年2月20日時点で、共済組合から国民年金への切替手続を行っていなかったことから国民年金に未加入であり、国民年金の加入勧奨対象者となっていたことが確認でき、当該時点以降では、申立期間の保険料の免除申請を行うことができないなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月

私は厚生年金保険の適用会社を退職する際、総務の友人から年金手帳を渡され、「厚生年金の喪失日に気を付けないと未納になる」と言われ、昭和 57 年 1 月に区役所で国民年金の加入手続きを行い、その場で申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料額に関する記憶が曖昧である上、申立人の所持する国民年金手帳には、「初めて被保険者となった日」が昭和 57 年 1 月 1 日と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料をさかのぼって納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6040

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成5年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成5年3月まで

私は、申立期間当初に第3号被保険者となったが、国民年金保険料の口座振替を中止する手続をとらなかったため、保険料を納付していたはずである。重複して納付した申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付額の記憶が曖昧である。また、申立人が当時居住していた市では、口座振替により保険料を納付していた被保険者が第3号被保険者になった場合には、当該被保険者が保険料口座振替の中止手続をとらなくても、保険料の口座振替を中止している上、社会保険庁の記録において、申立人の第3号被保険者資格の取得処理は、申立期間当初の昭和61年4月に行われていることが確認できるほか、過誤納記録が存在しないなど、申立人が申立期間の保険料を重複して納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 3 月、48 年 7 月から 49 年 3 月までの期間及び 56 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 3 月
② 昭和 48 年 7 月から 49 年 3 月まで
③ 昭和 56 年 4 月から 61 年 3 月まで

私の母は、私が昭和 48 年 2 月に会社を退職した後、私の国民年金の加入手続を行い、50 年 3 月に婚姻した後も国民年金保険料を納付してくれていた。51 年 7 月にサラリーマンの妻は任意加入であることを知り、国民年金の資格喪失手続を行ったが、54 年 7 月に、再度、私の国民年金の任意加入手続を行った。その後、資格喪失手続を行ったと聞いたことはなく、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立期間②当時申立人と同居していたとされ国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出されている弟も、当時の保険料が未納となっているなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 6 月から 62 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月から 62 年 2 月まで

私の母は、私が 20 歳になった昭和 59 年*月ごろ、市役所で私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたとする申立人の母親及び申立人は、申立期間当初交付されたとする申立人の国民年金手帳の表紙の色や保険料の納付額の記憶が曖昧であるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成 3 年 11 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6043

第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月から8年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、申立期間当初の第3号被保険者から第1号被保険者へ切替^{あいまい}手続を行った時期及び場所の記憶が曖昧である上、当時婚姻していた申立人の夫も、申立期間が未加入となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6048 (事案 2614 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成9年5月から11年3月までの期間及び13年4月から14年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年5月から11年3月まで
② 平成13年4月から14年4月まで

私は、平成7年の再婚後、国民年金は大切だと思い、国民年金保険料を納付していた。夫が病気になり申請免除をした期間及び学生時代の申請免除期間の一部については、記録訂正された。自分から追納を申し込む私が、未納をそのままにしていたはずがない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間②の直後の期間の保険料を平成16年6月に時効にかからない範囲の限度まで過年度納付しており、この納付時点では時効により保険料を納付できない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年1月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間の保険料については、コンビニエンスストアで納付していたとし、当該ストアの従業員が朝の忙しい時間に大金を数回払い込んでいた人がいたことを記憶していると主張するが、コンビニエンスストアで国民年金保険料の納付が可能となった平成16年4月時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間である上、上記ストアの従業員は払い込んでいた者を申立人と特定して記憶しているものではない

と説明しているなど、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から 46 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 46 年 7 月まで

私は、申立期間当時、学生であったが、家業を手伝っていた。申立期間は学生のため任意加入期間であったが、父から私の国民年金保険料を納付していると聞いていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、父親が申立人と一緒に保険料を納付していたとする兄は、昭和 37 年 7 月から 45 年 3 月までの保険料が未納であるなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録はなく、申立人は、厚生年金保険の記号番号が付番された基礎年金番号により平成 14 年 7 月 26 日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できること、申立人は父親から国民年金手帳を受け取った記憶はないと説明していることなど、申立期間当時に申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は制度開始当初から国民年金に加入し、集金人に国民年金保険料を納付していた。昭和 42 年 9 月の結婚後は義母が私の厚生年金保険加入期間も国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその義母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 42 年 8 月までの期間については、申立人は保険料の納付方法、納付頻度等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人と当時同居し、国民年金手帳の記号番号が連番で払い出されている兄及び兄嫁は、当該期間が保険料を未納又は国民年金に未加入であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和 42 年 9 月から 46 年 3 月までの期間については、申立人自身は当該期間の保険料の納付に関与しておらず、当該期間の保険料を納付していたとする申立人の義母から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、義母が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年6月までの期間、44年3月から45年5月までの期間及び45年6月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年1月から同年6月まで
② 昭和44年3月から45年5月まで
③ 昭和45年6月から52年3月まで

私は、申立期間①については両親の勧めで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した。また、申立期間②及び③については会社退職時に総務担当者に国民年金に加入するようと言われ、再加入手続をして保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、昭和45年6月に帰化していることが確認でき、申立期間①及び②については、帰化前の国民年金制度の適用除外期間であり、申立期間③については、国民年金の加入時期、加入場所、納付場所、納付金額等に関する申立人の記憶は曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和54年6月時点では、申立期間①、②及び③は時効により保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から50年11月まで

私は、昭和48年11月に会社を退職した後、国民年金の加入手続きを行い、妻と一緒に保険料を納付してきた。保険料の納付は、国民の義務と考えており、申立期間の保険料が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金への加入時期、保険料の納付方法、納付場所、納付金額等についての申立人及びその妻の記憶が曖昧であり、申立人が保険料と一緒に納付していたと主張する申立人の妻は、申立期間のうち昭和49年1月までは厚生年金に加入し、52年6月までは国民年金に未加入となっており、同年9月まで保険料を納付していないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和54年5月時点では、時効により保険料が納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から44年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から44年7月まで

私は、学生時代の友人が国民年金に任意加入したことを聞き、私も昭和40年8月に当時住んでいた家の近くの出張所で任意加入手続をして、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金の加入手続をしたとする時期や申立期間の保険料の納付方法等に関する申立人の記憶は曖昧である上、申立人に任意加入を勧めたとする友人の任意加入の時期は、申立人が任意加入手続を行ったとする昭和40年8月の時点の約2年後の42年4月であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年8月に払い出されていることが申立人の所持する手帳で確認でき、申立人の国民年金への加入は任意加入のため、制度上さかのぼって保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から3年3月まで

私の母は、私が20歳になった平成元年に私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続きの状況及び保険料の納付方法、納付頻度、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人と同居していたとする兄は、申立期間が未加入となっており、妹は申立期間のうち20歳となる平成2年9月から3年3月までの期間が未加入となっているなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成8年11月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から 59 年 4 月までの期間、61 年 5 月から 63 年 5 月までの期間及び平成元年 4 月から 3 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 1 月から 59 年 4 月まで
② 昭和 61 年 5 月から 63 年 5 月まで
③ 平成元年 4 月から 3 年 8 月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。私は、国民年金保険料を納付書により、金融機関で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続をしたとされる申立人の父親から加入手続の状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人は、保険料の納付頻度、納付場所及び納付額等の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成 7 年 2 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6073

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 48 年 3 月まで

私は、結婚前から国民年金に加入しており、国民年金保険料を納付してきている。結婚後の昭和 45 年度から 47 年度までの間だけ未納ということはないはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付方法及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立期間当時は不在者として管理されていたことが確認でき、申立期間は納付書の送達がされていなかったと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年2月から49年9月まで

私は、昭和48年3月の退職後にピアノ講師を始め、収入が安定してきた50年ごろに国民年金に加入し、国民年金保険料を納付し始めた。途中から、過去の未納分と合わせて毎月2か月分ずつ納付していた。過去の未納分の保険料を一括して納付できる期限が近付いた時期に、母が残っている未納分の保険料を一括で納付してくれたので、結婚前にはすべて納付済みとなっていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を一括納付してくれたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人は、母親から過去の未納保険料を一括納付したことを聞いたとする記憶以外に申立期間の保険料納付に関する記憶は無く、さらに、母親が一括納付したとすれば、その時期は第2回特例納付の終期の50年12月ごろと考えられるが、申立人が当時居住していた市が保管する被保険者名簿には、申立人が婚姻により転出する51年10月時点での保険料納付状況が記載されており、申立期間の保険料が特例納付された記載はないなど、申立人及び母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年9月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月から平成3年3月まで

私の母は、私が大学生であった昭和61年10月ごろに市役所年金課で私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、母親は、申立期間の保険料額の記憶が不明確であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の所持する年金手帳には、国民年金の被保険者資格取得年月日が平成3年4月1日と記載されており、申立期間は未加入期間であることから、制度上、申立期間の保険料を納付することができない期間であった上、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 7 月から 56 年 3 月までの期間、57 年 1 月から 58 年 3 月までの期間、59 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 60 年 4 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 7 月から 56 年 3 月まで
② 昭和 57 年 1 月から 58 年 3 月まで
③ 昭和 59 年 4 月から同年 12 月まで
④ 昭和 60 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、国民年金に加入後、夫婦一緒に国民年金保険料を納付してきた。元妻と別居した後は、元妻が、自身の保険料は経済的な理由で納付していなかったものの、私の保険料は区役所出張所で納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人が申立期間の保険料を納付してくれていたとする元妻は、別居中は生活が苦しかったため、申立人及び自身の保険料を納付することができなかったと説明している上、申立人から申立期間当時の保険料の納付状況等に関する説明について、電話及び文書による照会に対する協力が得られないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の元妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 3 月に会社を辞めた後、当時居住していた区の区役所で国民年金の加入手続をし、その後は 3 か月に 1 度、金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付金額、納付場所等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 53 年 6 月に払い出されており、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。また、申立人は保険料をさかのぼって納付したことは無いと説明しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6084

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 5 月から 50 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月から 50 年 1 月まで
私は、結婚後すぐに、過去の未納分の国民年金保険料を特例納付できるとの案内が区から来たので、区役所で納付書をもって特例納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は昭和 52 年 12 月に結婚した後、すぐに特例納付したと主張しているが、その時期は特例納付が実施されていない期間であるとともに、申立人は特例納付により保険料を納付したとする金額及び納付場所の記憶も曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 57 年 3 月まで

私は、会社を退職し、厚生年金保険の被保険者ではなくなったことから、自宅のすぐ隣にあった区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入時期、保険料の納付金額、納付方法等の記憶が曖昧であるほか、申立期間直後の昭和 57 年 4 月からの保険料を時効直前の 59 年 5 月に過年度納付しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 59 年 4 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年12月まで

私は、厚生年金保険の被保険者期間中に国民年金保険料を納付していたため、社会保険事務所に保険料の還付請求をしたところ、昭和50年3月に還付決議されているとの回答があった。還付決議されたとする時期は結核で療養所に入院隔離されていたことから、保険料の還付の連絡を受けた記憶も還付金を受け取った記憶も無い。申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した領収証書を所持しているものの、申立期間は厚生年金保険の被保険者であり、申立期間の保険料が還付されることに不自然さは見られない。

また、申立人に係る「還付・充当、死亡一時金等リスト」には、申立人への還付期間、還付金額、決議年月日が記載されており、これらの記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する還付を疑わせる事情も見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6091

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月まで

私は、保育園を退職後すぐに国民年金の加入手続を行い、その後は国民年金保険料を継続して納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付場所、保険料額、納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、厚生年金保険適用事業所を退職直後の昭和 55 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を定期的に納付していたと説明しているが、申立人の国民年金の加入手続は、上記退職の時期から 2 年後の 57 年 5 月ごろに行われており、当該加入手続時点では、申立期間の保険料は過年度納付する必要があるが、申立人は、上記のとおり退職後から定期的に保険料を納付していたので、保険料をさかのぼって納付する必要はなかったとしており、申立期間の保険料の過年度納付はしていなかったと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から44年3月まで

私は、昭和42年に会社を退職した直後は厚生年金保険から国民年金への切替手続きをしなかったが、夫の国民年金保険料を納めていて自分の分も納めなくてはと気が付き国民年金に加入した。加入後は夫の分と一緒に保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和44年5月ごろに払い出されており、当該払出時点からみて、申立期間の保険料は過年度納付をする必要があるが、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 5 月から 57 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月から 57 年 11 月まで

私は、長女が生まれた昭和 43 年に区役所で国民年金の加入手続を元夫と一緒にいき国民年金保険料を納付していた。また、転居後も元夫と一緒に夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付方法、金額、納付場所等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、長女が生まれた昭和 43 年に、元夫と一緒に国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたと説明しているが、元夫は、婚姻期間中は国民年金に未加入である上、申立人の国民年金手帳の記号番号は 57 年 12 月に払い出されており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は昭和 54 年 5 月に再婚しており、申立人の所持する国民年金手帳及び社会保険庁の記録により、同年 6 月に国民年金の被保険者資格を喪失、申立期間直後の 57 年 12 月に任意加入していることが確認でき、その間は未加入期間であり制度上保険料を納付することができないこと、申立人の手帳記号番号が払出された 57 年 12 月時点では、54 年 5 月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6094

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 61 年 6 月の婚姻後に国民年金保険料の納付書が届き、その金額が約 10 万円と高額であったため区役所出張所に相談に行った。出張所の職員から未納にしない方がいいとアドバイスを受けたため、その年の冬のボーナスが支給された後に一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 61 年 10 月ごろに払い出されており、当該払出時点からみて申立期間の保険料は過年度納付する必要があるが、申立人の所持する 61 年 11 月 4 日発行の 60 年 1 月から 61 年 3 月分の国民年金保険料の「領収控、納付書・領収証書、領収済通知書」の 3 枚綴りに領収印が押印されていないことが確認できる上、申立人は、当該納付書以外の納付書で保険料を納付した記憶が定かでないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年6月から52年6月まで

私は、会社を退職した昭和46年6月に国民年金に加入し、自宅に届いた納付書で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間当時の保険料額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人の元夫と連番で昭和52年8月に払い出されており、申立人が保険料と一緒に納付していたとする元夫も申立期間は未納であり、申立人同様52年7月から保険料納付を開始しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和52年8月時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶はなく、現在所持する国民年金手帳よりも前に手帳を受領し、所持した記憶もないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月1日から29年5月4日まで
10年くらい前に、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、会社を突然辞めたので退職手続を行っておらず、脱退手当金の説明を受けていない上、厚生年金保険を続けるつもりでいたため、脱退手当金を受け取ることはない。
また、脱退手当金の支給決定日が厚生年金保険被保険者資格喪失日と同日であることに納得できないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和29年5月4日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、32年10月まで厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 5040

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月1日から39年6月1日まで
60歳ごろに、社会保険事務所で年金の相談を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金を受け取った覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和39年7月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 1 月 18 日から 39 年 1 月 16 日まで
② 昭和 39 年 6 月 2 日から 40 年 9 月 16 日まで
③ 昭和 41 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

60 歳が近づいたころに、社会保険事務所で年金相談を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、この時まで脱退手当金の制度については知らず、脱退手当金裁定請求書の筆跡は私の筆跡とは異なる上、請求手続を行った覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給については、社会保険事務所が保管している、申立期間に係る脱退手当金の脱退手当金裁定請求書の提出に基づきなされたものであり、脱退手当金裁定伺が作成され決裁されているなど適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月 1 日から 46 年 11 月 1 日まで
ねんきん特別便が届き、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知り、会社に確認したところ分からないと言われたため、社会保険事務所に相談に行ったが、やはり脱退手当金が支給されていると言われた。
しかし、脱退手当金を受給した覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している、申立期間に係る脱退手当金の脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名及び捺印が確認でき、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 46 年 12 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 7 月 1 日から 37 年 8 月 11 日まで
② 昭和 37 年 11 月 16 日から 40 年 2 月 16 日まで

60 歳ごろに、社会保険事務所で年金記録の確認を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、退職時に会社から脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことや、受け取った覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 2 月 16 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 14 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、8 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 7 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち連絡先が確認できた者のうち 3 名は、いずれも事業所が手続して脱退手当金を受領したと供述していることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性がある。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 40 年 7 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 31 日から 35 年 4 月 30 日まで
厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社（現在は、B社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が、申立期間の直前まで同社で厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

また、当該被保険者名簿から、申立期間のころにA社で厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員5人に照会し、うち二人から、申立人が同社でタイピストとして勤務していた旨の供述が得られた。

しかしながら、申立人は自身の入社、退社の時期について明確に記憶していない上、申立人を記憶していたとする前述の従業員の供述からも、申立人の具体的な勤務期間を特定することができない。

さらに、B社の現在の代表者は、申立期間当時の代表者は既に死亡しており、当時の記録も廃棄しているため、申立人の在籍期間、保険料控除の有無等については不明である旨供述しており、当時の状況について確認することができない。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶が無く、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 1 月 2 日から 18 年 9 月 20 日まで
社会保険庁の記録では、A社で加入していた厚生年金保険の資格喪失日が平成 16 年 1 月 2 日と記録されているが、同社には 14 年 3 月 1 日から 18 年 9 月 20 日まで勤務し、厚生年金保険には 15 年 2 月 1 日から加入していた。18 年 8 月に社会保険事務所から、さかのぼって被保険者資格が喪失となった旨の連絡をもらったが、この処理は誤っているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も引き続きA社に勤務し、同社で外国人招 聘^{しょうへい}及び投資等の業務を行っていたと供述しており、同僚も、申立人が外国人招 聘^{しょうへい}業務に従事していた旨を供述している。

一方、社会保険庁のオンライン記録から、申立人はA社で平成 15 年 2 月 1 日から厚生年金保険に加入し、その資格喪失日の記録が 18 年 8 月 22 日付けで 16 年 1 月 2 日までさかのぼって記録されていることが確認できる。

しかしながら、A社の当時の代表取締役は、同社では外国人招 聘^{しょうへい}業を行っておらず、個人投資家に電話やパソコンを提供するための店舗を経営していたこと、申立人は従業員ではなく当該店舗の顧客であったこと、及び同社と申立人との間に雇用関係は無く、給与も支給していなかったことを供述している。

また、当該代表取締役は、A社が厚生年金保険に加入した経緯について、外国人招 聘^{しょうへい}業を行っていた知人から、知人が経営する会社の名義では、当該事業に必要な主務官庁の認可が取得できないため、保険料を全額負担する条件で、同社の名義を使わせてほしいと依頼され、当該許可申請の際の証拠となるよう、申立人及び他の顧客や事業主自身を含む同社の関係者に同意を得た上で、10

人程度を厚生年金保険に加入させた旨供述している。

さらに、当該代表取締役は、知人の会社の経営状態が悪化し、保険料が支払われなくなったことで、A社が督促を受け、滞納保険料の納付について管轄社会保険事務所の職員と相談した際に、さかのぼって全員の資格を喪失させる手続をした旨、併せて供述している。

このことについて、社会保険事務所が保管する資料から、申立期間当時にA社が社会保険料を滞納しており、平成18年8月21日付けで申立人を含む9人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届と、一人に係る資格取得届の取消届が提出されており、当該届出には、勤務実態の無い従業員が被保険者として届け出られていることから、さかのぼって是正する手続を行う旨の遅延理由書が添えられていることが確認できる。

この他、申立人の雇用保険の記録では、その加入日が平成14年3月21日とされており、申立人の主張する入社時期及び厚生年金保険の資格取得日のいずれとも一致しておらず、申立人の供述には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人の居住する市から提出された、平成16年度の市民税、県民税に係る課税証明書では、申立人の供述する給与額におおむね合致する所得額や社会保険料控除額が記載されていることが確認できるのに対し、17年度から19年度までの同非課税証明書では、申立人の収入が無く、社会保険料控除もされていないことが確認できることから、仮にA社において申立人が従業員であったとしても、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 5047

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年から 56 年 7 月 16 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元代表取締役及び同僚二人は、「申立人は、前の代表者が死亡した昭和 56 年 4 月より後に退職したが具体的な時期は不明である。」と供述している上、申立人自身も当時の代表者が死亡後 1、2 か月後に同社を辞め、他の会社に移った旨供述していることから、具体的な勤務期間を特定することはできないものの申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A社は昭和 57 年 4 月 5 日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A社が厚生年金保険に加入した時期について、前述の元代表取締役は、前の代表者の死亡から 1 年か 2 年後としており、同僚の一人は昭和 57 年ごろに加入したと供述している。

さらに、当該同僚及び他の同僚一人が、厚生年金保険に加入するまでの期間においては、給与から保険料を控除されることはなかった旨の供述をしている。

次に、社会保険庁のオンライン記録から、A社の元代表取締役及び元取締役の二人が、同社で厚生年金保険に加入する前の昭和 57 年 3 月まで国民年金に加入し保険料を納付していたことが確認できる上、申立人自身の記録からも 51 年 4 月から 56 年 6 月まで国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による控除については、

申立人も明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料および周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月1日から平成2年7月30日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。

平成元年ごろから会社の経営が悪化し、社会保険料を滞納していたところ、社会保険事務所の職員に相談し、妻に全喪手続に行ってもらった覚えはあるが、標準報酬月額の引下げについては同意した覚えは無いので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、当初、昭和63年7月から平成2年6月までの期間は47万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年7月31日以降の9月19日に、遡及^{そきゅう}して昭和63年7月から平成元年11月までの期間は6万8,000円、同年12月から2年6月までの期間は8万円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、当時、A社の商業登記簿から同社の代表取締役であることが確認できる上、申立期間当時、同社の経営が悪化し、社会保険料を滞納していたことを認めている。

また、申立人の妻は、申立人に頼まれて社会保険事務所に行き、A社の厚生年金保険の適用事業所としての喪失手続を行ったと供述しており、申立人は、当該手続の事実を認めている。

さらに、複数の当時の従業員が、A社では、申立人の同意・許可が無ければ

何事も決まらなかったと供述していることを踏まえると、同社の代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っているA社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②から④までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 12 月 1 日から 49 年 5 月 1 日まで
② 昭和 55 年 4 月 1 日から 56 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 2 月 1 日まで
④ 昭和 59 年 2 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①の標準報酬月額が、実際にもらっていた給与と比べると低額なので納得いかない。A社では、役員よりは少なかったと思うが、20万円から30万円ぐらいの給料をもらっていたので、申立期間の標準報酬月額の記録を20万円以上に訂正してほしい。

また、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間②から④までについて加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間②はB社に、申立期間③及び④はC社に、それぞれ継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、20万円以上の給与をもらっていたので、当該期間の標準報酬月額の記録を20万円以上に訂正してほしいと申し立てている。

しかし、A社では、「申立人に当時の役員を超える給与を支払うことはあり得ない。」と供述しており、同社から提出のあった源泉徴収票及び給与支払明細書から、申立期間①当時の役員の給与は20万円未満であり、かつ、当時の

標準報酬月額の上限額に見合った厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、申立てに係る事実をうかがうことはできない。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間①当時、A社において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認でき、申立人と同様の業務に従事していた同僚の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額が著しく低いとは認め難い。

さらに、申立期間②当時の標準報酬月額の上限額は6万円から13万4,000円であり、上限額を超えて標準報酬月額を認定することは認められない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたと申し立てしているところ、複数の同僚の供述から、申立人が申立期間②についても同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社では、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保存していないので、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の給与からの控除については確認できないとしており、上述の複数の同僚からも、申立人の申立期間②に係る保険料の控除の事実がうかがえる供述を得ることはできなかった。

また、B社及び上述の同僚の一人は、「申立期間当時は、定着確認期間（試用期間）を設けており、個人差はあるものの、入社してから一定の期間は厚生年金保険に加入させない取扱いだった。」と供述しており、このことは、社会保険事務所の記録から、上述の同僚が入社してから、おおむね1年程度経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることからもうかがうことができる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は昭和54年4月から56年3月までの期間について国民年金に加入していることが確認できるところ、申立人は、自ら国民年金の申請免除の手続を行ったと供述している。

申立期間③及び④について、申立人は、C社に勤務していたと申し立てしている。

しかし、C社では、「申立人が申立期間③及び④については同社に勤務していた事実は確認できず、厚生年金保険の加入記録が無い申立人の給与からは、保険料を控除していないと思う。」と供述している。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できた複数の従業員からも、申立人の申立期間に係る勤務の実態や保険料控除に関する供述を得ることはできなかった。

さらに、C社及び当時の事情を知る関係者は、「従業員全員が歩合給であり、手取り額を多くするために、厚生年金保険への加入を希望しない従業員が多かった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②から④までに係る雇用保険の加入記録も確認できない上、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から9年7月20日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。

平成7年ごろから会社の経営が悪化し、申立期間については社会保険料を滞納していたところ、社会保険事務所の職員に相談して、標準報酬月額の引下げについて同意した覚えはあるが、将来の年金額に反映するとは聞いていなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、当初、平成7年10月から9年6月までの期間は34万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年10月31日以降の11月6日に、遡^{そきゅう}及して20万円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、当時、A社の商業登記簿から同社の代表取締役であることが確認できる上、申立期間当時、同社の経営が悪化し、社会保険料を滞納していたことを認めており、このことは、平成7年から9年までの期間について、同社の保有する預金口座から、厚生年金保険料が引き落とされていないことが確認できることから裏付けられる。

また、申立人は、申立期間当時、社会保険料の滞納があったことにより、社会保険事務所の職員から勧められ、自身と役員^{役員}の標準報酬月額をさかのぼって減額訂正することに同意したことを認めている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任

を負っている A 社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月 16 日から 53 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A事業所に勤務していた期間について、加入記録が確認できない旨の回答を受けた。A事業所には昭和 48 年 2 月 16 日から 53 年 7 月 1 日まで継続して勤務しており、同事業所の所在地も覚えているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A事業所に勤務していたと申し立てているところ、申立人の供述にある事業所の所在地に現存する別の事業所からの回答により、A事業所という名称の事業所が、申立人の供述どおりの所在地にあったことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録から、A事業所が申立期間において厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できず、当該事業所が法人登記された事実も確認できない。

また、上述の別の事業所では、A事業所という名称の事業所が存在していたこと以外のことは分からないと回答しているほか、申立人の供述にある事業所の所在地を管轄する区役所、警察署、同事業所が加盟した可能性がある業界団体等からも、A事業所に関する情報を得ることができず、申立人が名前を記憶している代表者や同僚とも連絡を取ることができないため、申立人の勤務及び厚生年金保険料の控除等の実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない上、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案5052

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月1日から41年8月1日まで

60歳になる少し前に、支給される年金額を確認するために社会保険事務所へ行ったとき、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、申立てに係る事業所の前に勤務していた事業所の退職時に、脱退手当金の請求手続きを行い、脱退手当金を受給した記憶はあるものの、申立てに係る事業所の退職時に請求手続きを行った記憶は無いので、申立期間について脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間前に受給したと主張しているところ、申立期間前に脱退手当金の支給記録は無いほか、申立期間前に脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、社会保険庁のオンライン記録上、申立期間の脱退手当金は、申立期間とそれ以前の期間をその計算の基礎として、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和42年2月3日に支給決定されており、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案5053

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年10月1日から28年4月1日まで
② 昭和28年4月1日から36年6月26日まで

平成20年の梅雨のころ、社会保険事務所で自分の年金記録を調べてもらったときに、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、私は銀行に口座も持っていなかったので、会社が脱退手当金の請求手続を行ったとしても送金できるはずはない。自分で脱退手当金の請求手続ができるはずはなく、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和36年9月15日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、同年8月17日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等をA省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案5054（事案1618の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月18日から38年1月29日まで

平成19年10月に厚生年金の加入期間について社会保険事務所へ照会したところ、脱退手当金を受け取っていた旨の回答をもらった。

私には脱退手当金を受け取った記憶が無いので、脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしいと第三者委員会に申し立てたが、従業員調査の結果から、申立期間に係る事業所が代理請求していた可能性が高いと考えられること、社会保険事務所の一連の事務処理に不自然さはいかたがえなないことなどの理由から認められなかった。

新たな証拠等は提出できないが、脱退手当金は絶対受け取っていないので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、従業員調査の結果から、申立期間に係る事業所が代理請求していた可能性が高いと考えられること、社会保険事務所の一連の事務処理に不自然さはいかたがえなないことなどの理由から、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は脱退手当金が支給されたとされる時期は幼稚園に勤務しながら忙しい毎日を送っており、どこにも出掛けるゆとりは無かったので、脱退手当金を受給できる状況ではなかったと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から6年3月16日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際の標準報酬月額より低い標準報酬月額に訂正されている。同社では代表取締役として勤務していたが、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年3月16日の後の同年4月6日に、さかのぼって8万円に訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、当該訂正処理が行われた平成6年4月6日において同社の代表取締役であったことが確認できる上、自らが代表者印を管理しており、標準報酬月額の減額訂正処理に必要な書類へ押印したと思うと述べていることから、申立人は、同社の代表取締役として当該訂正処理に同意していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社で代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額訂正処理に同意しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 5060

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 9 月 1 日から 10 年 1 月 12 日まで
A社で代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と相違している。同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成10年1月12日の後の同年3月5日に、さかのぼって9万2,000円に訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する歳入歳出外現金出納簿（写し）から、A社には厚生年金保険料の滞納があったことが認められる上、同社の商業登記簿謄本によると、申立人は当該訂正処理が行われた平成10年3月5日において同社の代表取締役であったことが確認できる。また、申立人は、社会保険手続に使用する印鑑を自ら管理していたと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの当該標準報酬月額の訂正処理について、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 5 月 1 日から 5 年 4 月 30 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、代表取締役であったが、厚生年金保険事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成3年5月から同年12月までは53万円、4年1月から5年3月までは30万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった5年4月30日の後の同年5月20日に、さかのぼって8万円に訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、当該訂正処理が行われた平成5年5月20日において同社の代表取締役であったことが確認できる。また、申立人は、申立期間当時、A社では厚生年金保険料の滞納があり、自ら社会保険事務所の職員と交渉したこと、また、同社を厚生年金保険の適用事業所でなくす手続を、自ら行ったことを供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額訂正処理について、その処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 6 月 1 日から 9 年 5 月 2 日まで
代表取締役として A 社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人の A 社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、30 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 9 年 5 月 2 日の後の同年 5 月 16 日に、さかのぼって 9 万 2,000 円に訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A 社の登記簿謄本から、申立人は、当該訂正処理が行われた平成 9 年 5 月 16 日において同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、A 社が厚生年金保険料を滞納していたことを認識していたと供述しており、さらに、当時の経理担当者は、当該訂正処理について申立人から了承を得たと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A 社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額訂正処理について、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 5070

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から同年 11 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。18 か月もの間、離職していた覚えはない。社会保険事務所の記録では同社の関連会社で同じビルにあったC社に入社したことになっているが、B社は数度の名称変更を経て現在に至っており、私が入社したときの名称は、A社であったと記憶している。同社には、昭和 56 年 1 月から継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 1 月からA社に勤務していたと主張しているが、社会保険事務所が保有するC社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和 56 年 11 月 2 日と記録されており、また、雇用保険の加入記録においても、同日に被保険者となっていることが確認でき、厚生年金保険の加入記録と一致している。

また、B社では、申立人の申立期間当時の人事記録等の資料を保有していないことから、申立期間における申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができないと回答している。

一方、社会保険事務所が保有しているA社の厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、申立人を面接し採用した上司に確認したところ、申立人の勤務開始日については、面接後の昭和 56 年 11 月 2 日に採用したとの供述が得られた。また、その他の従業員に照会をしたところ、申立人のことは記憶しているが、申立人

の入社時期、申立期間における申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等については不明と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 5071

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から3年8月30日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が15万円になっている。申立期間当時は、代表取締役として同社に勤務し、実情は従前どおり41万円であったので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の代表取締役として、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成3年8月30日）まで厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険事務所の記録により認められる。また、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日の後の同年10月8日付けで、2年4月から3年7月までの期間における申立人の標準報酬月額が41万円から15万円にさかのぼって減額処理されていることが、社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

一方、申立人は、申立期間当時はバブル崩壊の影響で経営状況が急激に悪化し、従業員等の給与の支払いを含め資金繰りが大変であったと述べ、経営環境の悪化を認めている。

また、申立人はA社の事業継続に専念し、社会保険関係の滞納保険料の整理手続や全喪手続及び資格喪失手続については経理担当社員（故人）に全面的に信用し任せていたが、担当者から相談や報告を受けていたと供述している。このことから、同社の代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の減額訂正がなされたことは考え難く、申立人は自身の標準報酬月額の減額訂正処理について同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、

自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から 10 年 3 月 31 日まで
厚生年金保険の加入記録について、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に控除されていた標準報酬月額より低いことが判明した。申立期間当時の標準報酬月額は 59 万円であり、保険料は控除されていたので、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の申立期間に係るA社における標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 59 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 10 年 3 月 31 日の後の同年 4 月 6 日に、さかのぼって 30 万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本から申立人は、当時A社の代表権のある取締役であることが確認できる上、申立期間当時に同社において厚生年金保険料の滞納があったことを認めている。また、自身が社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所の全喪に係る手続を行ったと供述している。このことから、A社の代表取締役である申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改正処理がなされたことは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額を減額訂正することに関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人はA社の代表取締役として、自らの当該標準報酬月額の減額処理について関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 1 月 1 日から 6 年 9 月 16 日まで

社会保険事務所の戸別訪問により、社会保険事務所の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の額より低い額の標準報酬月額になっていることが分かったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 6 年 9 月 16 日より後の 7 年 2 月 6 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録について当初 44 万円と記録されていたものが、5 年 1 月から 6 年 2 月までの期間は 8 万円、同年 3 月から同年 8 月までの期間は 11 万円にさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本から申立人は、A社において平成 5 年 12 月 28 日から 6 年 6 月 30 日まで（6 年 9 月 7 日登記）代表取締役就任していることが確認できる上、当時、同社における社会保険の事務を行っており、同年 8 月以降は、申立人の夫である代表取締役の代わりに同社の代表者印を管理していた旨供述している。

また、A社が加入していた厚生年金基金の記録では、申立人の 5 年 1 月から 6 年 2 月までの期間の標準報酬月額は 8 万円、同年 3 月から同年 8 月までの期間の標準報酬月額は 11 万円（更新日は 7 年 2 月 6 日）となっており、社会保険庁の記録と一致していることが確認でき、同社からの届出が行われたことが認められる。

以上のことから、申立人は、A社における厚生年金保険に係る事務に職務上関与し、申立期間に係る標準報酬月額の減額に同意していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の実質的な責任者として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から 2 年 3 月 26 日まで

社会保険事務所の戸別訪問により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、代表取締役であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成2年3月26日）まで厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険庁のオンライン記録により認められる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成2年3月26日）の後の同年12月7日付けで、申立人の標準報酬月額が、当初、平成元年10月及び同年11月は47万円、同年12月から2年2月までの期間は53万円と記録されていたところ、申立期間のすべてについて32万円にさかのぼって減額訂正されていることが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

一方、申立人は、A社では社会保険料の滞納はなかったと主張しているが、社会保険庁の事業所記録照会回答票（基本記録）で確認できた同社の社会保険料振替口座の記録によれば、平成2年2月の1か月の社会保険料が振替されていないことが確認でき、当該振替されていない金額は、社会保険庁の訂正後の標準報酬月額の記録を基に算定した、申立人を含む従業員3人全員の社会保険料減額分の合計額とほぼ一致している。

さらに、申立人は、「A社の社会保険関係の手続は代表取締役である自分又は監査役である父親が行っていたと思うが、同社の代表者印は代表取締役として自分が管理していた。」と供述していることから、申立人が遡及訂正処理を

行ったと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額訂正が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 5077

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 6 月 23 日から 38 年 2 月 11 日まで
② 昭和 40 年 9 月 28 日から 41 年 7 月 20 日まで
③ 昭和 43 年 2 月 11 日から同年 10 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①、②及び③について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和 37 年 6 月ごろにA社に入社し、43 年 10 月に退職するまで空白なく同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚及び従業員の供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人は、同社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、既に解散しており、当時の事業主の連絡先は不明のため、会社及び事業主から、申立人の各申立期間に係る厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立人が氏名を記憶していた同僚に照会したところ、申立人のことは記憶しているが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況等については分からないと回答している。そこで、社会保険事務所のA社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、5人の従業員は申立人のことを記憶していたが、厚生年金保険の加入状況については分からないと回答している。

さらに、申立期間当時のA社の経理担当者は、申立人のことを記憶しておらず、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況や同社における厚生年金保険の取扱いについても、記憶していない。」と供述している。

加えて、社会保険事務所が保管していた厚生年金保険記号番号払出簿から、申立人については、昭和 38 年 2 月 11 日、41 年 7 月 20 日及び 43 年 10 月 12 日にそれぞれ新規の被保険者番号が払出しされていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から7年1月31日まで
社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に役員として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A社が、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成7年1月31日以降の同年2月21日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、5年1月から6年10月までの期間については、53万円から20万円に、同年11月及び同年12月については、59万円から20万円にそれぞれさかのぼって訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿により、申立人は、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「当時のA社は、社会保険料を滞納していたため、社会保険事務所から呼出しを受け、もう一人の代表取締役、経理担当者と共に社会保険事務所へ赴いた際、社会保険事務所の担当者から、保険料の滞納分を解消する方法として標準報酬月額を引き下げることの説明を受け、同意した。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和 31 年 3 月に高等学校を卒業し、同年 4 月から同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間は、A社に勤務していたと申し立てているが、同社の商業登記簿によると、昭和 32 年 12 月 13 日に同社の前身の会社であったB社(昭和 31 年 8 月 1 日設立) からA社に商号が変更されていること及び申立人が氏名を記憶していた上司、同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間当時は、同社の関連会社であるC社に勤務していたことが推認できる。

しかし、C社は、昭和 30 年 7 月 28 日付けで、厚生年金保険の適用事業所には該当しなくなっており、申立期間は適用事業所となっていない。そして、申立人が氏名を記憶していた上司及び5人の同僚についても、申立期間は、厚生年金保険の加入記録が無い。

このことについて、C社の従業員は、「昭和 30 年ごろ及び 31 年ごろは、会社の不況により同社は、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 12 月 1 日から 8 年 12 月 9 日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 8 年 12 月 9 日以降の 9 年 2 月 6 日付けで、申立人の 6 年 12 月から 8 年 11 月までの標準報酬月額の記録が、59 万円から 15 万円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

一方、申立人の妻は、「申立期間当時は、会社の経営が厳しく、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納しており、滞納額を処理するため、自分と申立人が社会保険事務所へ行ったところ、社会保険事務所の職員から、社会保険料の滞納額を解消する方法として、標準報酬月額を過去にさかのぼって引き下げる方法を提案され、それに同意の上、手続を行った。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月1日から3年6月30日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成3年6月30日以降の同年7月30日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、元年7月から同年11月までの期間については、47万円から6万8,000円に、同年12月から3年5月までの期間については、53万円から8万円にそれぞれさかのぼって訂正されていることが確認できる。

一方、A社の経理担当者は、「当時、会社には多額の負債があり、社会保険料を滞納していてもおかしくなかった。」と供述しており、同社が社会保険料の支払に苦慮していたことがうかがえる。

また、当該経理担当者は、「会社の代表者印は自分が管理しており、会社の社会保険の最後の手続は自分が行っていた。」と供述しており、A社の役員は、「申立人は、社会保険関係の事務に関与していなかったが、会社の経営全般を管理する立場にあった。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月 1 日から 8 年 7 月 31 日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、A社が、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 8 年 7 月 31 日以降の同年 8 月 30 日付けで、申立人の 7 年 9 月から 8 年 6 月までの標準報酬月額の記録が、56 万円から 9 万 2,000 円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するA社の滞納処分票から、当時、同社は、社会保険料を滞納していたことが確認できる。また、当該滞納処分票から、申立人が複数回にわたり滞納保険料の処理について社会保険事務所と交渉していたことが確認できる上、申立人は、「平成 8 年 8 月下旬に社会保険事務所に訪れ、滞納保険料について相談した際、標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正について説明を受けた記憶は無いが、提出書類に記名捺印したかもしれない。」と供述している。

これらのことから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたことは考え難く、申立人は、標準報酬月額の減額に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 8 月から 28 年 3 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社のB出張所で通訳として勤務しており、当時の資料を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった当時のA社の資料及び写真から、勤務期間は特定できないが、申立人が、申立期間当時、同社のB出張所に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社は、当時の厚生年金保険に関する資料を保有していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況について確認することができないが、同社が保管している社員名簿及び人事記録に、申立人の氏名が無いことから、申立人は正社員ではなく、当時の同社では、正社員以外は、健康保険には加入させても厚生年金保険には加入させない取扱いがあったと回答している。

また、申立人が氏名を記憶していた同僚は、既に死亡しているため、社会保険事務所のA社の厚生年金保険被保険者名簿から、12人の従業員に照会したところ、同社B出張所で事務を担当していた従業員は、「当時のB出張所には、正社員ではなかった通訳が複数在籍しており、そういった従業員については、厚生年金保険の加入はなかった。」と供述しており、もう一人の従業員も「当時の同社では、正社員以外の従業員については、厚生年金保険に加入させないケースがあった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から27年6月30日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述から、申立人が、申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和28年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A社は既に解散しており、当時の代表者及び経理担当者も死亡していることから、同社及び当該代表者等から、申立人の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、上記の同僚は、「自分は昭和23年4月に入社した。入社した時は、厚生年金保険に加入しておらず、その数年後に加入したと思う。加入する前に、給与から保険料が控除されていたかは覚えていない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年10月1日から7年4月1日までの期間に係る申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成7年4月1日から同年12月21日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から7年12月21日まで

A社で代表取締役として勤務した期間のうち、平成5年10月1日から7年12月21日までの標準報酬月額が、給与よりも大幅に低い。申立期間における標準報酬月額を実際に支給されていた給与に見合うように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年12月21日より後の8年2月20日付けで、申立人の5年10月から7年3月までの標準報酬月額は、さかのぼって53万円から15万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険料等の支払が遅れているという報告を経理担当者から受けていた記憶があると供述しており、A社の複数の元従業員も、当時の同社の経営状況は悪かった旨供述していることから、当時、同社は厚生年金保険料等の支払に苦慮していたことがうかがえる。

さらに、申立人は、直接社会保険事務手続は行っていないものの、最終的な判断は自分が行っていたと供述している。

これらの状況から判断すると、申立人が上記の減額訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

以上の状況を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、平成5年10月から7年3月までの標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 社会保険庁のオンライン記録では、申立人の平成7年4月から同年11月までの標準報酬月額については、上記のような不自然な記録訂正の形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、A社の代表取締役として社会保険事務手続に係る最終的な判断を行っていた申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、平成7年4月から同年11月までの標準報酬月額については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 6 日から 35 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した昭和 32 年 1 月 6 日から 35 年 4 月 1 日までの期間について、加入の記録が無いとの回答があった。同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚等の供述から、申立人が、少なくとも昭和 32 年 10 月ごろから 33 年 6 月まで同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、申立期間当時の同社の従業員に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間における勤務の状況や厚生年金保険料の控除については確認することができないとしている。

また、申立人は、A社における 4 人の同僚を記憶しているところ、そのうちの一人は、同社における厚生年金保険の加入記録が無い。

このことについて、A社の従業員は、「A社では、当時、運転手の出入りが激しかったので、社長は人を見て、奥さんの評価を加えて、厚生年金保険に加入させていたと思う。」と供述している。

さらに、申立期間当時、厚生年金保険に加入していた二人の従業員は、一緒に勤務していた同僚について、二人で計 29 人記憶しているところ、そのうちの 7 人の氏名が社会保険事務所の A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿に見当たらない。

加えて、複数の同僚は、申立期間当時の A 社の従業員数は 13 人程度と記憶しているが、上記の被保険者名簿では、申立期間 39 か月間のうち、26 か月間において、被保険者数は 10 人未満であることが確認できる。

これらのことから、A社では、申立期間当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、申立人は控除されていたと主張しているが、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月 1 日から平成 3 年 3 月 31 日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、昭和 63 年 3 月から同年 10 月までが 47 万円、63 年 11 月から平成 2 年 6 月までが 20 万円、2 年 7 月から 3 年 2 月までが 53 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 3 年 3 月 31 日より後の同年 4 月 6 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、さかのぼって 6 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人が昭和 63 年 12 月 31 日に同社の取締役を退任していることが確認できるが、同社の従業員は、「申立人は、申立人の夫とともに経営に当たっており、副社長であった。」と供述し、また、「平成 3 年ごろは、A社は相当の負債があり、社会保険料の支払も滞っていたと思う。」と供述している。

さらに、申立人は、「上記の訂正処理については記憶が無い。」としているものの、「自らが社会保険事務手続及び経理事務を担当していた。」と述べているところ、A社の業務委託先の社会保険労務士事務所は、「申立期間当時、A社は社会保険料の滞納があり、社会保険事務所への対応は、申立人が行っていた。」と供述していることから、申立人は上記の訂正処理に関与していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間当時、A社の社会保険事務手続及び経理事務に一定の責任を有していた申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 8 月 1 日から 11 年 6 月 25 日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違していることが分かったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、A社は、平成 11 年 6 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日より後の同年 7 月 7 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、50 万円から 11 万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、同社の代表取締役であったことが確認できる。

そして、申立人は、「当時、滞納していた社会保険料について、社会保険事務所から、事業主の標準報酬月額をさかのぼって減額訂正し、未納保険料に充当するとの指導があり、仕方なく承諾した。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から9年6月30日まで
社会保険事務所の訪問により、A社に代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成7年10月から9年5月までの期間は36万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成9年6月30日）以降の11年4月6日付けで、さかのぼって申立人の標準報酬月額が19万円に引き下げられている。

また、商業登記簿により、上記減額処理が行われた当時、申立人はA社の代表取締役であったことが確認できる。なお、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の訂正及び申立人の資格喪失処理について、これらの届出は会計事務所に依頼していたと供述しているが、同事務所は既に解散しており、標準報酬月額の訂正等について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間のA社の経営状態について、特に苦しゅうなかつたと供述しているものの、当時の従業員が、「A社は、申立期間の2、3年前から経営が苦しく保険料等の支払が滞っており、社員も次々に辞めていった。」旨供述している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日において、同社における厚生年金保険被保険者は、申立人一人のみであることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間当時、会社の業務を執行する責任を負っているA社の代表取締役として、会社の業務としてなされた行為について責任を負うべきであり、当該行為の結果である標準報酬月額
の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から7年7月31日まで
社会保険事務所の訪問により、A社に代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額に対して低いのはおかしい。標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成6年10月から7年6月までの期間は30万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年7月31日）以降の同年10月4日付けで、さかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、商業登記簿により、上記減額処理が行われた当時、申立人はA社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の訂正について、「厚生年金保険料を滞納した記憶も社会保険事務所の職員が会社に訪ねてきた記憶も無いが、代表者印は自分が保管しているので、代表者印が押された同意書等が残っているのであれば、自分が押印したものと思われる。」と供述している。なお、同社の当時の従業員は、社会保険事務所の職員が会社を訪ねてきて、申立人に「保険料を払うのが大変だったら止めた方が良い。」と話していたのを聞いたように思うと供述している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日において、同社の厚生年金保険被保険者は、申立人と従業員の2名だけであり、そのうち、申立人の標準報酬月額のみがさかのぼって減額処理されていることが確認できる。このことから、代表取締役であった申立

人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の減額処理がなされたことは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から6年6月30日まで
社会保険事務所の訪問により、A社に代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額に対して低いことが判明した。このため、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成4年7月から6年5月までの期間は50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年6月30日）の後の同年8月5日にさかのぼって8万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、商業登記簿により、上記減額処理が行われた当時、申立人はA社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の訂正について、「申立期間当時、会社は業績不振のため厚生年金保険料を滞納していたが、社会保険事務については、経理課長に一任しており、自分が社会保険事務所に出向いたことは無い。保険料滞納を解消するため、経理課長が減額訂正の手続を行ったかもしれない。事業主印は自分が保管しており、社会保険関係の書類等に押印する場合は経理課長が理由を説明して印鑑を借受け、押印していた。」旨供述している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日において、同社の厚生年金保険被保険者は申立人と申立人の妻の二人だけであり、そのうち、申立人の標準報酬月額のみがさかのぼって減額処理されていることが確認できる。このことから、代表取締役であった申

立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたことは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 1 日から 8 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、他社を定年退職後に入社したA社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言等から、申立人は、申立期間もA社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、既に解散しており、申立期間当時の従業員に関する資料は入手できず、当時の代表者も死亡しているため、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同時期にA社に入社した同僚は、他社を定年退職後に同社に入社した従業員については、厚生年金保険への加入は自由に選択できるようになっており、本人の希望で厚生年金保険に加入しない従業員も多かったと供述している。

さらに、上記同僚がA社に同時期に入社したと記憶している同僚6名のうち4名は、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において加入記録が無く、4名とも「厚生年金保険料を控除されていなかった。」と供述していることから、同社は、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないものと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間のうち、平成7年3月から満60歳になる前月の同年*月までの期間、国民年金に加入し、保険料を同年4月と8年7月に納付している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 11 月 1 日から 8 年 9 月 30 日まで

社会保険事務所の訪問により、A社で代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。32万円くらいの報酬を受け取っていたので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年11月から8年8月までの期間は32万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成8年9月30日）の後の同年10月22日付けで、さかのぼって申立人の標準報酬月額が9万2,000円に引き下げられている。

一方、A社の商業登記簿謄本により、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられた当時、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、A社の滞納保険料の解決方法について社会保険事務所に相談し、自身の標準報酬月額をさかのぼって引き下げること同意し、減額訂正の手続きを行ったと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自身の当該標準報酬月額の減額処理にいったん同意しながら、これを有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案5100

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月1日から5年9月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、代表取締役で勤務したが、社会保険関係の事務手続に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、社会保険庁のオンライン記録から、平成5年9月30日に適用事業所でなくなっているが、その後の同年10月28日において、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、4年9月から5年8月までの期間については53万円から8万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。また、同社の当時の取締役2名も、申立人と同様に、標準報酬月額の減額訂正がされている。

一方、申立人は、申立期間当時にA社において負債があったことは認めているものの、社会保険料の滞納があったかは不明としており、また、このような遡^{そきゅう}及訂正の手続は行っておらず、承知していないと供述している。

しかし、A社の当時の取締役に、申立人の同社での業務内容について確認したところ、申立人は営業を担当しており、経理は取締役である申立人の妻が担当だったが、社内の最終決断は申立人が行っていたと供述している。また、社会保険庁のオンライン記録に口座振替情報の記載があることから、当該金融機関に照会したところ、平成4年10月分（同年11月30日付け）を最後に、口座振替を確認することはできず、申立期間当時、同社は社会保険料を滞納していたことが推認される。

このことから、A社の代表取締役である申立人が関与せず、社会保険事務所において標準報酬月額^{（標準報酬月額）}の改定処理がなされたことは考え難く、申立人は自身の標準報酬月額の訂正処理に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、上記遡^{（遡及）}及訂正について関与しながら、これを有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案5101

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月16日から同年9月11日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。短期間であるが勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、短期間であるが申立期間についてA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、申立期間の勤務状況等が分かる資料を保有していないため、申立人の当時の勤務実態や厚生年金保険料の控除については確認できないが、同社では3か月の試用期間があることから、申立人は厚生年金保険に加入していないと思われると回答している。

また、申立人が、A社で同じ業務をしていたと記憶している同僚も、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿にその氏名は見当たらない。

さらに、上記名簿から申立期間にA社で勤務していたことが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録も確認できない上、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案5103

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月1日から14年10月8日まで
社会保険庁の記録では、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、A社における申立人の厚生年金保険の標準報酬月額が、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成14年10月8日の後の同年11月6日付けで、申立期間のうち、平成6年2月から13年9月までの期間については15万円から9万8,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。また、同年10月から14年9月までの期間について申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は9万8,000円であり、当該記録は13年10月及び14年10月の報酬月額算定基礎届を同年11月6日付けで行ったことにより記録されたものと確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は平成12年8月25日まで同社の代表取締役であり、当該訂正処理が行われた14年11月6日の時点で、同社の清算人であったことが確認できる。

また、申立人は、「当時、A社においては社会保険料を滞納していた。その滞納保険料の納付について、管轄社会保険事務所の職員に相談し、同職員からの指示により、さかのぼって記録訂正をする処理に係る届出を行った。」と供述していることから、申立人は、自身の標準報酬月額の減額等に同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の清算人として、自ら

の標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月25日から61年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和61年3月31日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「事業主には照会しないでほしい。」と要望しているため、A社の事業主から、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人が記憶していた同僚二人及び社会保険事務所の保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時同社で勤務したことが確認できる従業員7人に、申立人の申立期間当時の勤務実態等について照会したところ、回答のあった同僚一人及び従業員4人はいずれも「申立人を記憶していない。」と回答しているため、同僚等から、申立人の勤務実態を確認できない。

さらに、A社は、申立期間途中の昭和60年10月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている。

加えて、申立期間に係る事業主による厚生年金保険料の控除については、申立人に明確な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 9 月 1 日から 3 年 11 月 30 日まで
社会保険庁のオンライン記録では、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社の代表取締役として勤務していたが、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、当初、平成 2 年 9 月から 3 年 3 月までの期間は 16 万円、同年 4 月から同年 10 月までの期間は 41 万円と記録されていたところ、A社が適用事業所でなくなった日（平成 3 年 11 月 30 日）以降の 4 年 1 月 14 日付けで、3 年 4 月から同年 10 月までの期間の標準報酬月額が 41 万円から 16 万円に、また、4 年 4 月 7 日付けで、2 年 9 月から 3 年 10 月までの期間の標準報酬月額が 16 万円から 8 万円にさかのぼって減額訂正されていることが社会保険事務所の記録により確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿から、申立人は同社の代表取締役となっていることが確認できる。

一方、申立期間当時のA社の従業員の供述及び金融機関の記録等から、同社は厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

また、前記従業員によると、申立人は社会保険事務所に納付等の手続に行っていたと供述していること及び申立人が実印を管理していたことから、申立期間同時にA社の代表取締役であった申立人が関与せずに、社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたことは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額を減額訂正することに同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、標準報酬月額が減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 8 月から 49 年 2 月まで
② 昭和 49 年 5 月から 50 年 7 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中は継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が勤務していたとするA社は既に解散している上、当時の代表取締役等の連絡先は不明であることから、申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険の被保険者名簿から判明した申立期間当時の従業員に、同社の厚生年金保険の加入状況等について照会したところ、当時の総務担当者及び複数の従業員から、同社では事務職員は月給制であり、社会保険に加入していたが、営業職員は請負契約であり、社会保険の加入は無かった旨の回答を得た。

さらに、上記回答のあった従業員のうち、申立人を記憶していた者は、申立人は営業職であり、申立人が勤務していたとするC支社では申立人以外の者が事務担当者であったと供述していること及び申立人も営業の仕事をしていたと供述していることから、上記複数の従業員の供述のとおり、申立人は、厚生年金保険の加入手続がなされなかったものと考えられる。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間②については、B社は、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、B社は、既に解散している上、申立期間当時の代表取締役の所在が確認できないため、申立人に係る勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年から32年ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。公共職業安定所の紹介により、同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していたA社B工場における同僚の氏名について、複数の同僚が当該人物を記憶していたこと等から判断すると、具体的な期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、現在のA社に照会したところ、当時B工場が存在したことは間違いないが、同社は合併・分割を繰り返したこともあり、申立期間当時の資料等を保管していないことから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認できないと回答している。

また、社会保険事務所のA社B工場に係る厚生年金保険の被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、同社では、請負等の従業員が多数勤務しており、当該請負により勤務していた従業員は、厚生年金保険に加入していなかったと供述している。

さらに、申立人が氏名を記憶していた同僚について、上記被保険者名簿の記録を確認したところ、いずれも厚生年金保険の被保険者となっていないことから、同社に勤務していた従業員は、厚生年金保険に加入していなかった者が多数いたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月1日から26年2月26日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には創業者の一族として勤務しており、自分の所有地に建てた工場の工場長であった。工場が適用事業所になった時点で厚生年金保険に加入しているはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員の供述により、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社では、申立期間当時の書類は保存期間経過により廃棄しているとのことであり、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の保険料控除について確認することはできない。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和20年3月1日の時点で、申立人は同名簿に事業主として記載されているものの、被保険者としては記載されておらず、申立人の氏名は26年2月26日付けで初めて被保険者として資格取得している記載が確認できる。なお、同名簿の同期間に係る記載には、健康保険証記号番号に欠番は無く、記載に不自然さはみられない。

さらに、申立人は事業主として4つの事業所を運営していたと供述しているので、これらの事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認しようとしたが、社会保険庁のオンライン記録によると、これらの事業所は、いずれも

申立期間に厚生年金保険の適用事業所となっていない。

加えて、A社の商業登記簿謄本は確認できないため、当時の役員等は不明である上、同社の現在の事業主は高齢のため申立期間当時の事情について聴取することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月1日から38年10月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、海外勤務をしていた申立期間の標準報酬月額が、当時の給与の支払額に対する標準報酬月額より低いので、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間のうち海外勤務をしていた申立期間の標準報酬月額が、当時の給与額に対して低額であると申し立てている。

しかしながら、A社では、申立期間に係る給与支払額等を確認できる資料は保存していないとしながらも、社内情報を整理した結果として、「当時の海外勤務者の給与は現地法人払いとしており、日本での給与支給は無く、現地法人払いの給与からは厚生年金保険料を控除していなかった。海外勤務者については、昭和30年代ごろまで、各種手当のみを「みなし給与」として厚生年金保険の標準報酬月額の対象としていた。」と供述している。

また、社会保険事務所の記録から、申立人と同じく昭和31年4月に厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員16名のうち、35年から38年までに標準報酬月額が減額されている従業員は7名いるが、全員が海外勤務者である。

さらに、赴任先が申立人と同じC国であった同僚等3名の昭和35年から38年までの標準報酬月額を調べたところ、3名とも申立人と同様に海外勤務の期間中は減額となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 8 年 10 月 22 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間当時は同社の代表取締役であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の商業登記簿謄本により同社の代表取締役として在籍し、社会保険庁のオンライン記録により厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

また、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年10月の期間については53万円、同年11月から8年9月までの期間については59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年10月22日）の後の同年10月29日付けで、申立人を含む役員と親族4名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、6年10月については8万円、同年11月から8年9月までの期間については9万2,000円へと減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の従業員は、「同社の代表者印は、代表取締役が管理する金庫に保管してあり、申立人以外は勝手に使用できなかった。また、社会保険料は口座引落としであったが、同社の経営状況が悪く振替日に引落としができないことが多かった。そのため社会保険担当者である経理部長は、手形で社会保険料を支払うため社会保険事務所へ出向いていた。その際、当該経理課長は社会保険料を支払うからと代表取締役である申立人に報告して代表者印を押印して

もらった。」と供述しており、申立期間当時、同社が厚生年金保険料の滞納があったことが推認できる。

また、申立人は、「同社の社会保険関係手続きは従業員に任せており、標準報酬月額^{そきゅう}の遡^{さく}及訂正の手続は当該社会保険担当者が行ったが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続は自分が社会保険事務所へ出向いて行った。代表者印は自分で管理していた。」と供述している。

さらに、A社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年10月22日）の後の同年10月29日付けで、標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されている4名のうち3名は申立人のほか、社会保険事務所が知り得ない申立人の親族二人であり、他の1名は申立人の後任の代表取締役であることが確認できる。これらのことから、代表取締役である申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたことは考え難く、申立人は、自らの標準報酬月額の減額処理に関与していたものと考えることが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 6 月 1 日から 10 年 6 月 22 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間当時は同社の代表取締役であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時はA社の代表取締役であったものの、平成 10 年 6 月 1 日に代表取締役を辞任した後も取締役として在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録及び同社の商業登記簿謄本により確認できる。

また、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 8 年 6 月から 10 年 5 月までの期間については 59 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 10 年 6 月 22 日）の後の同年 7 月 31 日付けで、申立人を含む 2 名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間については 16 万円へと減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、「自分は、同社が平成 10 年 6 月 15 日に閉鎖後も同社の経営責任者として負債処理にあたった。同社が閉鎖した後、社会保険事務所から滞納保険料のことで電話があり、保険料を低くするので納めてほしいと説明を受けたことから、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続等について社会保険事務を担当している妻に代表者印を託し社会保険事務所へ出向かせ、手続をさせた。」と供述している。

また、平成 10 年 6 月に就任した A 社の代表取締役は、「同社は、平成 10 年 6 月に事業を閉鎖した。自分は、同年 6 月に同社の代表取締役に就任したが、しばらくは前任者の申立人が継続して行っており、代表取締役を交代したのは同年の秋以降であった。また、同社の経理や社会保険関係は申立人の妻が担当していたが、その際、代表取締役である申立人が指示をしていた。」と供述している。これらのことから、申立人は、自らの標準報酬月額の減額処理に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A 社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額行為が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月ごろから同年 10 月ごろまで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社には間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てているが、同社の代表者は、「申立人が勤務していたことは記憶しているものの、申立人は短期間で退職した記憶がある。同社には6か月程度の試用期間があるので、正社員になる前の試用期間中に退職したと思う。厚生年金保険の加入は、正社員になってから手続しているので申立人の加入手続はしていないと思う。また、従業員に関する資料等を保管していないことから申立人の入社日や退職日は分からない。」と回答している。

また、申立人がA社において一緒に勤務していたと記憶している1名の同僚は、連絡先等が不明であることから供述が得られず、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、A社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた従業員8名のうち5名はいずれも申立人のことは記憶に無いと供述している。他の3名は、「申立人のことを記憶しているものの、申立人の勤務期間は分からない。」とし、このうち1名は、「申立人は正社員ではなく、パート社員であったと思う。」と供述している。また、上記8名のうち4名は同社においては試用期間があったとし、このうち2名は、試用期間は

3か月であったと供述している。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年3月22日から24年1月1日まで
② 昭和27年3月6日から同年11月10日まで
③ 昭和29年4月1日から31年1月31日まで
④ 昭和31年5月29日から32年5月31日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち申立期間①、B社に勤務していた期間のうち申立期間②及び申立期間③、並びにC社に勤務していた期間のうち申立期間④の加入記録が無いとの回答をもらった。いずれの期間も間違いなく会社には勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出された日記から、申立人が申立期間当時A社に勤務していたことを推認することができる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は昭和24年1月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できる。

また、A社は昭和25年9月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていること、申立期間当時の代表者は死亡していること、及び役員等の連絡先が不明であること等から供述が得られず、申立人の申立期間①における勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、申立人がA社において一緒に勤務していたと記憶している3名の同僚のうち1名は、「申立人が勤務していたことを記憶しているものの、申立人の勤務期間については分からない。」と供述している。

加えて、A社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により同社が厚生年金保険の適用事業所になったときに厚生年金保険に加入してい

ることが確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた1名は、「申立人がD県内の同社本社に勤務していたことは記憶しているものの、申立人の入社時期や勤務期間については分からない。」と供述している。

- 2 申立期間②及び③について、申立人は、当該期間はB社に勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録から、同社は、昭和29年11月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていること、代表者は死亡していること、及び役員等の連絡先は不明であること等から供述が得られず、申立人の申立期間②及び③における勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人がB社において一緒に勤務していたと記憶している6名の同僚のうち1名は、「申立人が勤務していたことを記憶しているものの、申立人の入社時期等については分からない。」と供述している。

さらに、B社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により申立期間②及び③当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員につき、連絡の取れた2名のうち1名は、「申立人がD県内の同社本社に勤務していたことは記憶しているものの、申立人の入社時期や勤務期間については分からない。」とし、他の1名は、「申立人には直接会ったことはないが、同社のE営業所に勤務していたことは記憶しているものの、申立人の勤務期間については分からない。」と供述している。

加えて、当該被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和29年4月1日）と同日に同僚2名を含む従業員17名が被保険者資格を喪失しているほか、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる29年11月21日までに段階的に87名の従業員が被保険者資格を喪失していることが確認できる。

- 3 申立期間④について、申立人は、当該期間もC社に勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録から、同社は、昭和31年8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていること、同社の代表者は死亡していること、及び役員等の連絡先は不明であること等から供述が得られず、申立人の申立期間④における勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人がC社において一緒に勤務していたと記憶している8名の同僚につき、連絡の取れた3名のうち1名は、「申立人は営業責任者としてD県内本社に勤務していたことを記憶しているものの、入社時期や退職時期については分からない。」とし、他の2名は、「申立人が勤務していたことを記憶しているものの、申立人の勤務期間については分からない。」と供述している。

さらに、C社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間④当時厚生年金保険に加入している複数の従業員へ照会したところ、

連絡の取れた3名のうち1名は申立人のことを記憶しておらず、もう1名は、「申立人が勤務していたことは記憶にあるものの、申立人の勤務期間については分からない。」と供述している。他の1名は、「自分の勤務期間は昭和30年ごろから31年5月31日である。自分は同社が閉鎖するまで勤務をしており、退職したのは申立人と同じである。また、退職して半年後に別の事業所に入社し、3か月の試用期間を経て32年4月に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、申立人は同社の勤務期間について記憶違いをしていると思う。」と供述としているところ、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿で確認できる当該従業員の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、供述どおり32年4月であることが確認できる。

- 4 このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月1日から10年9月30日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した平成8年7月1日から10年9月30日までの申立期間の標準報酬月額が実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間当時は同社の代表取締役であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び遡^{そきゆう}及訂正当時、商業登記簿謄本によりA社の代表取締役として在籍していたこと、及び社会保険庁のオンライン記録から厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

また、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年7月から10年8月までの期間については59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった(平成10年10月13日)日の後の同年12月1日付けで、申立人の記録がさかのぼって訂正されており、申立期間については9万2,000円へと減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社における取締役のうち1名は、「申立人は同社の代表取締役であり、申立人が知らないところで厚生年金保険の標準報酬月額の変更が行われるとは考えられない。また、申立人以外にそのような指示を出せる人はいなかった。」と供述している。また、同社における従業員1名は、「社会保険事務所に対する標準報酬月額の訂正手続は代表取締役が行った。」と供述している。

また、申立人は、社会保険事務所の面談質問に対し、「申立期間当時社会保険料は滞納していた。また、社会保険関係の手続は自分が行っていた。」と回答し、申立書では、「平成10年9月に倒産し、倒産時には保険料の滞納が4

か月分くらいあった。滞納保険料について社会保険事務所の担当者と交渉を行い、そのときに何通かの関係書類に代表者印を押印した。」と記載している。これらのことから、申立人は、自らの標準報酬月額の減額処理に同意していたものと考えることが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年ごろから 37 年ごろまでの期間のうち、1 年
間ぐらい

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A事業所（現在は、B事業所）に勤務した期間のうち、1か月の期間しか厚生年金保険の被保険者記録が無かった。同事業所には、昭和35年ごろから37年ごろにかけて1年間近く勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚等の供述から、期間は特定できないものの、申立人は、申立期間当時、A事業所に1か月以上勤務したことがうかがえる。

しかし、B事業所は、申立期間当時の資料を保有していないため、申立人の申立期間の勤務状況、厚生年金保険料の控除等については確認できないが、看護婦及び事務職従業員については、勤務直後から厚生年金保険に加入させていたのに対し、賄い担当従業員については、出入りが頻繁であったため、入社後すぐに厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険の加入時期は職員によって異なっていたと回答している。また、社会保険事務所の記録では、申立人と同様にまかない担当であった従業員1名が、申立人と同日にA事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人及び同僚3名は、同人は申立人より先に同事業所に勤務していたと供述している。

また、申立人の記憶している同僚4名については、2名は死亡し、1名が申立人を記憶していないと供述し、残りの1名は申立人の勤務期間、保険料控除等は不明であると供述している。

さらに、社会保険事務所の記録から、申立期間当時、A事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる従業員のうち、9名と連絡が取れたものの、申立人の申立期間の保険料控除を確認できる供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 2 月 1 日から 14 年 6 月 11 日まで
社会保険庁のオンライン記録では、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が訂正されている。実際の報酬額と相違しているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額については、当初、平成 12 年 2 月から 13 年 1 月までの期間は 32 万円、同年 2 月から 14 年 5 月までの期間は 50 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(14年6月11日)の後の同年6月12日付けで、12年2月1日に遡及して標準報酬月額が9万8,000円に減額処理されていることが確認できる。

しかし、商業登記簿により、上記減額処理が行われた当時、申立人は、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、経理担当者に代表者印を預け、当該経理担当者及び顧問会計事務所に各種の事務を一任していたと供述しているところ、当該経理担当者は会計事務所が作成した各種書類に代表印を押印したことを認めている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、会社の業務としてなされた行為について責任を負うべきであり、当該行為の結果である標準報酬月額の減額処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 5 月 1 日から 14 年 9 月 27 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間の標準報酬月額が実際の給与より低い報酬額となっていた。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の内縁の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人を含む5名が、平成13年5月1日付けで、A社において厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、このうち、一人の標準報酬月額は20万円であるが、申立人を含む他の4名の標準報酬月額は15万円であることが確認できる。

また、上記5名のうち、連絡の取れた1名は、申立期間における自身の報酬額又は給与からの保険料控除額を確認できる給与明細書その他の資料は無い上、自身の報酬額又は保険料控除額は記憶していないと供述している。

さらに、申立人は、申立期間の報酬額又は保険料控除額を確認できる給与明細書その他の資料は無いと供述している。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 8 月 1 日から 9 年 3 月 26 日まで
社会保険庁の記録では、取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して減額処理されている。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、平成 8 年 8 月及び同年 9 月は 50 万円、同年 10 月から 9 年 2 月までの期間は 53 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（9年3月26日）の後の同年3月27日付けで、8年8月1日に^{そきゅう}遡及して申立期間に係る標準報酬月額が9万2,000円に減額処理されている。

しかし、商業登記簿により、申立人は、昭和 63 年 12 月 10 日にA社の取締役に就任し、上記減額処理が行われた当時も取締役であったことが確認できるところ、申立人は、平成 9 年 2 月ごろから代表取締役と連絡が取れなくなり、代表取締役に代わって社会保険事務の手続を行うことになったと供述している。

また、申立人は、A社が事実上倒産した時に社会保険事務所に出向き、同社の従業員に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失手続及び同社が適用事業所でなくなった旨の手続を行った際に、健康保険の任意継続被保険者となる手続も行い、自身の標準報酬月額を9万2,000円に減額処理することに同意したと供述している。

これらのことから、申立人は担当取締役として当該減額処理に係るA社の意思決定について一定の責任を有していたと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務の担当取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の減額処理に職務上関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 9 月 1 日から 4 年 10 月 21 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、代表取締役であったが、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録及び同社の登記簿謄本により認められる。

また、申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 4 年 10 月 21 日の後の 5 年 1 月 6 日付けで、3 年 9 月から 4 年 3 月までは 53 万円が 8 万円に、同年 4 月から同年 9 月までは 30 万円が 8 万円に、それぞれさかのぼって減額処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、「申立期間当時、滞納保険料について、社会保険事務所から連絡があり、その保険料の処理として、自らの標準報酬月額の訂正処理に同意した」旨供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の訂正処理に同意していながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月1日から7年6月21日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、代表取締役及び取締役であったが、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役及び取締役として在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録及び同社の登記簿謄本により認められる。

また、申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年6月21日の後の同年6月28日付けで、元年5月から同年11月までは47万円が8万円に、同年12月から6年10月までは50万円が8万円に、同年11月から7年5月までは50万円が9万2,000円にそれぞれさかのぼって減額処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、「平成7年当時、会社の経営状況は良くなく、社会保険料の滞納があり、その取扱いについて社会保険事務所で相談し、関係書類に捺印し提出した」旨供述している上、「会社の業務全般は申立人自身が掌握しており、代表者印も管理していたとし、自身の責任において社会保険事務所との交渉を担当していた」旨供述していることから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたとは考

え難く、申立人は標準報酬月額の減額処理に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与していながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 2 月 9 日から 21 年 1 月 15 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社B製作所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 19 年 10 月 6 日から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁のオンライン記録では、A社B製作所において昭和 19 年 10 月 6 日に厚生年金保険の資格を取得し、20 年 2 月 9 日に資格を喪失後、21 年 1 月 15 日にA社C製作所において資格を取得しており、20 年 2 月 9 日から 21 年 1 月 15 日までの申立期間の被保険者記録が無い。

一方、申立人が記憶しているA社B製作所の申立期間当時の同僚は既に死亡している上、同社の担当者は、「申立期間当時の人事記録は、原則、各社員の最終勤務地の事業所ごとに保存しており、念のため申立人が関連するすべての事業所に問い合わせたものの、その確認はできず、また、申立期間当時の保険料控除等の関係資料は保存されていない」旨供述しており、同社B製作所における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いを確認できない。

そこで、社会保険事務所が保管するA社C製作所の被保険者名簿から、A社B製作所に勤務していたことが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことは確認できなかった。

また、社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）

の記録から、申立人は、A社において、昭和19年10月6日に資格を取得し、20年2月9日に資格を喪失しており、その喪失原因は「解雇」と記録されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 9 月 1 日から 8 年 2 月 29 日まで

A社で代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と相違しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 6 年 9 月から同年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 8 年 1 月までは 59 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 2 月 29 日の後の同年 3 月 5 日に、当該標準報酬月額の記録は、さかのぼって 10 万 4,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、平成 6 年 5 月 31 日に同社の代表取締役を退任した後、11 年 5 月 29 日に再び同社の代表取締役に就任していることが確認でき、社会保険事務所の標準報酬月額の訂正処理日において、同社の代表取締役でなかったことが確認できるが、申立人は、代表取締役に就任していなかった期間についても自身が「代表取締役」として業務を行っていたと供述しており、同社の従業員も申立人を代表取締役と認識していたと供述していることから、同社では申立人が代表取締役としての権限を有していたことがうかがえる。

また、申立人は、A社の社会保険事務は経理担当者が行っており、自分は手続等を行っていないとしているが、一方で、社会保険事務所から保険料の滞納について督促があった際に社会保険事務所に相談したかもしれないし、社会保険事務所から、滞納保険料をさかのぼって処理するという話があったかもしれ

ないと供述している。

さらに、A社の社会保険事務担当者は、社会保険料の滞納が多額となり、同社を厚生年金保険の適用事業所でなくする手続きをしたいと社会保険事務所に相談したところ、それに当たって、滞納額を無くすためには、申立人と自身の標準報酬月額をさかのぼって下げればよいと言われ、申立人と相談の上手続きを行い、代表者印を申立人の了解を得て押したと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に関与していたものと認められ、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 5147

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月1日から24年4月1日まで
A基地に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和34年2月当時に記入したとみられる履歴書には、申立人が20年11月から28年11月までA基地に勤務した記述があり、申立人が申立期間に同基地に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A基地で勤務する進駐軍労務者の労務管理を行っていたB事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和24年4月1日であり、申立期間に同事務所は適用事業所となっていない。

なお、進駐軍労務者は、厚生省保険局長通知「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和23年12月1日付け保発第92号）により、昭和24年4月1日から社会保険制度が適用となり、厚生年金保険に加入することとなったことから、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者でなかったと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者資格を有していなかったことから、被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月ごろから26年11月ごろまで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、A社の代表者と上司の氏名を記憶していたが、代表者は既に死亡しており、上司の連絡先は不明であることから、これらの者から、同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について事情を聴取することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。